

【資料編】

平成 27 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について

平成 28 年 6 月 30 日
基本計画部会

1. 基本的な考え方について

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、各府省の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）への取組など法の施行状況について確認を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等を推進するために実施するものである。
- 従前同様、基本計画への取組状況の確認は年度前半、未諮詢基幹統計の確認は年度後半に実施する。また、今年度から開始した横断的課題の検討についても、統計法施行状況審議の一環として実施する。
- 基本計画への取組状況の確認については、今年度は昨年度以上の諮問（昨年度 9 件から今年度 15 件に増加）が予定されているとともに、横断的課題検討部会の審議も行われていることから、効率的な審議が必要である。このため、平成 27 年度の各府省の取組を網羅的に精査するのではなく、基本計画において実施時期が「平成 27 年度末まで」とされている事項を中心に事項を絞り込んで審議をする。

2. 基本計画への取組状況に関する具体的な審議の進め方について

（1）審議方法、審議回数

- 委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいことから、昨年度同様、基本計画部会で審議する。
- 審議は、審議事項に関し、必要に応じて、関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめる。
- 効率的な審議を行うため、6 月の基本計画部会において審議の進め方及び審議事項を決定した後、具体的な審議は、基本計画部会におけるヒアリング・質疑を 7 月及び 8 月に 1 回ずつ実施、取りまとめ審議を 9 月に 1 回実施の計 3 回実施とする。

（2）審議事項の選定の考え方

- 今回の審議においては、以下の 1) の事項はすべて確認することを基本に、上記審議回数や以下の 2) を総合的に勘案して選定する。

1) 審議対象とする事項（「別紙 1」参照）

- ①実施時期が「平成 27 年度末まで」となっている事項
- ②実施時期が「平成 26 年度末まで」となっているが昨年度の審議で評価を先送りした事項

- ③実施時期が上記以外となっているが、前倒しで、担当府省が新たに実施済あるいは実施困難の結論を出している事項
- ④上記の事項のほか、平成 27 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

(注) なお、以下のものは審議対象としない。(「別紙 2」参照)

①平成 27 年度に答申済みの事項、②平成 28 年度に諮問予定の事項、③平成 26 年度統計法施行状況審議で「実施済」と評価された事項、④基本計画に係る統計法施行状況報告に記載されていないもの

2) 審議事項を選定する際に考慮する事項

- ①複数の委員から意見が出るなど統計委員会全体として関心の高い課題
- ②取組が不十分だと委員が考える課題
- ③政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題（例：経済財政諮問会議で指摘があった課題に関連するもの）
- ④政府全体の統計整備への効果が大きい、又は広範に及ぶ課題（例：事業所母集団 D B の整備など多くの統計が影響を受ける課題に関連するもの）

(3) 審議事項等

- 上記を踏まえ、本年の基本計画についての審議事項は以下のとおりとする。また、上記（2）の①のうち③のうち今回の審議対象としなかった事項は、各府省からの報告に関して統計委員会として、現時点において、改めて確認する必要がないと判断したものとする。

■第1回目の審議事項（7月 26 日 基本計画部会）

①経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備

- （基本計画の内容）
 - 平成 28 年経済センサス - 活動調査と平成 33 年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。
 - 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。

②売上高等の集計に関する消費税の取扱い

- （基本計画の内容）
 - 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。

■第2回目の審議事項（8月25日 基本計画部会）

③第3次産業活動指数の基幹統計化

- （基本計画の内容）
○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。

④建築物リフォーム・リニューアルの把握

- （基本計画の内容）
○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。
なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う

⑤学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）

- （基本計画の内容）
○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。

⑥e-Statによる情報提供機能の改善

- （基本計画の内容）
○ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

（4）審議スケジュール（想定）

（「別紙3」参照）

3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について

- 未諮問基幹統計の確認に関する審議は、10月に本年度の審議の進め方を決定する。
- 平成26年10月の第53回基本計画部会で決定した未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び平成27年10月の第64回基本計画部会で改定した確認スケジュール（「参考」参照）を基本としつつ、その後の諮問・答申の状況を踏まえ、確認スケジュールを再改定し、改めて10月に決定する。

4. その他

- 上記の他、既に平成28年4月26日の第97回統計委員会及び5月20日の第1回横断的課題検討部会（書面による開催）で決定したとおり、統計法施行状況審議の一環として、当面、「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」について、横断的課題検討部会及びその下部組織である新旧データ接続検討ワーキンググループで審議することとし、平成27年度統計法施行状況報告を受けて速やかに着手す

る。審議の結果は、上記の基本計画への取組状況に関する審議結果報告書に含めて取りまとめる。

※別紙1、2ともに、具体的な事項は、第Ⅱ期基本計画の「別表」からの抜粋。)

別紙1

審議対象となる事項

(1) 実施時期が「平成27年度末まで」となっている事項

第2 公的統計の整備に関する事項

1. 経済連統計の整備	経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業連関表の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。
	平成28年経済センサス・活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。
	経済センサス・活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。
	売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。
	第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。
2. 分野別経済統計の整備	建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的として投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。
3. 人口・社会、労働連統計の整備	学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1. 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。
	統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。
	大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。
2. 統計リソースの確保及び有効活用	国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。
	大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。
	政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。
4. 統計データの有効活用	政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

(2) 実施時期が「平成26年度末まで」となっているが昨年度の審議で評価を先送りした事項

観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなつた課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。

(3) 実施時期が上記以外となっているが、前倒しで、担当府省が新たに実施あるいは実施困難の結論を出している事項

(4) 上記事項のほか、平成27年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

審議対象とならない事項

(1) 平成 27 年度に答申済みの事項

平成 28 年度に実施される経済センサス活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。(27 年度 答申済)

欧州統計家会議による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、社会生活基本調査の調査計画の検討に活用する。(27 年度 答申済)

国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。(27 年度 答申済)

(2) 平成 28 年度に諮問予定の事項

現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。(今年度、人口推計の諮問で審議する予定)

ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。(今年度、就業構造統計調査、労働力調査の諮問で審議する予定)

(3) 平成 26 年度統計法施行状況審議で「実施済」と評価された事項

医療、福祉及び介護に関する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。

21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）の調査対象者が平成 25 年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。

同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。

国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。(平成 26 年度中に諮問・答申済)

社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。

(平成 26 年度中に諮問・答申済)

(4) 基本計画に係る統計法施行状況報告に記載されていないもの

(注) 但し、「3」の「21 世紀出生児縦断調査」自体については、平成 27 年度を期限とする文部科学省の取組（別紙 1 の「(1)」「第 2」「3. 人口・社会、労働関連統計の整備」の事項参照）と密接に関連することから、それとの関係で審議対象となることもありうる。

基本計画への取組状況に関する審議スケジュール（想定）

	統計委員会	基本計画部会
6月30日（木） 10：00～12：00	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省から「平成27年度統計法施行状況報告」を報告 ・基本計画部会に付託 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度統計法施行状況報告の概要を説明 ・審議の進め方を決定 ・審議事項を決定
7月26日（火） 午前	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的審議（1回目） <ul style="list-style-type: none"> ◇経済センサス・活動調査の中間ににおける事業所母集団情報の整備 ◇売上高等の集計に関する消費税の取扱い
8月25日（木） 午前	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的審議（2回目） <ul style="list-style-type: none"> ◇第3次産業活動指数の基幹統計化 ◇建築物リフォーム・リニューアルの把握 ◇学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査） ◇e-Statによる情報提供機能の改善
9月29日（木） 午前	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）」（案）を審議、決定、公表 (基本計画部会の決定をもって、統計委員会の決定に代える。)

平成 26～29 年度の各年度における未 諮問基幹統計の確認スケジュール

平成 27 年 10 月 26 日改定
基本計画部会

分野	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口・世帯	(1月) 人口動態統計 [厚労省] (-)			
労働・賃金	(2月) 民間給与実態統計 [財務省] (-)	毎月勤労統計 [厚労省] (H4) 賃金構造基本統計 [厚労省] (H16)	船員労働統計 [国交省] (H19)	
農林水産業	(2月) 木材統計 [農水省] (H17)	海面漁業生産統計 [農水省] (H18.3)	牛乳乳製品統計 [農水省] (H18.8)	作物統計 [農水省] (H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計 [厚労省] (-)
商業・サービス業				石油製品需給動態統計 [経産省] (H13)
企業・家計・経済	(12月) 家計統計 [総務省] (H13.7)	法人企業統計 [財務省] (H19)	個人企業経済統計 [総務省] (H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計 [国交省] (S31)	
行政財政	(1月) 地方公務員給与実態統計 [総務省] (-) ※5年周期 (H25 実施)			
社会保障・衛生				学校保健統計 [文科省] (H17)
所管府省	総務省 2 (統計局 1、自治行政局 1) 財務省 1 (国税庁) 厚労省 1 農水省 1	財務省 1 (財務総合政策研究所) 厚労省 1 農水省 1 国交省 1 農水省 1	総務省 1 (統計局) 厚労省 1 農水省 1 国交省 1	文科省 1 厚労省 1 (医政局) 農水省 1 経産省 1 (資源エネルギー庁) 国交省 1

(注 1) 統計名の後ろの〔 〕は所管府省名、その後ろの()は統計審議会における最終答申年(同じ年の場合は月も記載)。

(注 2) 平成 27 年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更。

平成27年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見

項目	具体的な措置、方策等	平成27年度統計法施行状況報告の内容		委員の意見
		実施時期	担当府省	
第2 1 経済関連統計の整備 (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系统備ア 経済構造統計の整備	○ 平成28年経済センサス・方策等 活動調査と平成33年同調査の中間年ににおける母集団情報の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	平成27年度末 までに結論を得る。	担当府省 総務省	<p>「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、「母集団情報の在り方については、今後、以下のとおりとする方針を平成28年2月に取りまとめた。これまで5年に1回実施してきた経済センサス・基礎調査については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく方法に変更する。 ・母集団情報等を把握する統計を小地域単位で毎年作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指す。 ・事業所母集団情報の新たな整備方法については、平成31年度から本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化した課題等の検討を行う。 ・経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の検討を踏まえ、事業所母集団情報の整備において必要な措置講ずる。</p>
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	平成28年経済活動調査までの間に結論を得る。	総務省 関係府省	<p>・ 平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、計9回の検討を経て、平成27年4月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関する検討結果（最終報告（案））を取りまとめ、同年5月の各府省統計主管課長等会議において、ガイドラインを正式決定した。 また、平成28年1月の産業関連統計WGにおいて、消費税率変更及び軽減税率導入に向けた検討方針に関する合意を得たことから、同年5月以降、具体的な検討を開始し、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する。</p>
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ 第3次産業活動指数组について、精度や利便性の向上などを図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	次回基準改定までに結論を得る。	経済産業省	<p>・ 第3次産業活動指数组（以下「3次指数组」という。）は、平成27年9月に平成22年基準改定を実施し、基準時、ウェイト算定による業種分類及び採用系列を見直し、またサービス活動の実態をより適切に反映した指数组に改めるとともに、多様な分析による統計の用途を資するものとした。基準改定後は、3次指数组の分析事例を経済産業省統計HPやフェイスブック等へ定期的に掲載し、利用促進を図っているところ。 一方、3次指数组の更なる質的な向上を目的としているが、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことで、第3次産業活動指数组（特に個人サービス）の一層の充実化、第3次産業活動指数组による統計の充実が図られるなどして、3次指数组の作成に用いる一次統計データの充実が進むことによって、より多くの問題点が委員会で共有される効果があると考えて、ご説明をお願いしたい。</p>

項目	平成27年度統計法施行状況報告の内容			委員の意見
	具体的な措置、方策等	実施時期	担当府省	
2 分野別経済統計の整備（4）建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルにについて、建設統計および国民経済計算へ反映する予定である。 （4）建設・不動産に関する統計の整備	平成27年度末までに結論を得る。	国土交通省	<p>平成27年度の検討状況又は進捗状況</p> <p>・ 基本計画において課題として挙げられた事項全般について、建築物リフォーム調査の見直しを行ない、平成27年11月18日に総務大臣より当該調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成28年度から見直し後の調査を実施する予定である。</p> <p>改修・改修工事（建設投資部分）と維持・修理工事（消費部分）に項目を分けて投資額など住宅施設等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容についての投資額の把握を行なうこととした。③建築物リフォーム・リニューアル調査に項目を分けて投資額など住宅施設等の適切な推進に寄与するため、建築工事届削減等環境負荷低減などと組合せた。④建築物リフォーム・リニューアル調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加することとした。</p> <p>なお、国民経済計算等への反映については、見直し後、遡及推計及び反映時期等の具体的な事項について、引き続き内閣府と調整を行う予定である。</p>
3 人口・社会統計の整備	○ 学校教育から就業へのラフコースを的確に捉える統計（綻断調査）の実施について、多くの課題が存在する体制等多から、既存調査と連携も含めて、実現に向けて検討する。 （3）教育をめぐる状況変化した統計の整備	平成27年度末までに結論を得る。	文部科学省	<p>平成27年度における21世紀出生児綻断調査は、出生児の成長過程を追跡する綻断調査として重要な意義があり、統計委員会では、平成26年度統計調査としての検討の結果、これについて意見を文部科学大臣に提出している。統計委員会として、この調査のその後の企画・実施の状況について把握しておく必要がある。</p> <p>意見① 説明を求める内容：実施主体としての連続性を保持できるか。その際、具体的にどのような方策をとるべきである。</p> <p>意見② 説明を求める内容：実施主体としての連続性を保持するこどもの継続性を維持する方策をとるべきである。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児綻断調査は、ライフコースの観点から子どもの発達過程を個人水準で捉えることを目的とする。そのため、その継続性はさわめて重要である。 ・ とはいえ、今般、調査客体が高校生となるにあたり、これまで同様に保護者にも回答を求めるか等を含め、調査の継続性と対象子の発達段階から、対象客体と回答（保護者、一部対象子）との回答のずれや、精度の確保、個人情報の保護、調査実施間隔、等が課題となる。具体的にどのような方策をとるべきである。 <p>その意義を再確認する必要がある。</p> <p>・ 1960年代からNCS等で追跡・ネル調査実績のある英米等での手法などを、参照する必要がある。</p>

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	担当府省	委員の意見
第3 ① 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化について検討し、母集団情報の効率的かつ効率的な整備を推進する。また、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	平成26年度から順次実施する。	総務省	<p>平成27年度の検討状況又は進捗状況</p> <p>「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス基礎調査について、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年2月に取りまとめた（平成31年度から実施予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を絶対を把握する。 ・これを効率的かつ効率的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、このための人材育成及び体制整備を行ふ。
第3 ② 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化について検討し、母集団情報の効率的かつ効率的な整備を推進する。また、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	平成27年度末	総務省	<p>意見①</p> <p>「総務省>事業所の開業・廃業状況の経常的な把握方法の内容</p> <p>昨年度未踏問統計の審議（法人企業統計）で示されたように、税務データを含め、母集団情報が大きく異なる現状の要因を把握し、解消を図っていくことが重要。</p>
4 統計データの有効活用の推進 (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提携の推進	○ 政府統計共同利用システムのe-Sstatによる情報提供機能の改善に当たつては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、APIM機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	平成27年度末	総務省	<p>意見②</p> <p>「総務省>事業所の開業・廃業状況の経常的な把握方法の内容</p> <p>昨年度未踏問統計の審議（法人企業統計）で示されたように、税務データを含め、母集団情報が大きく異なる現状の要因を把握し、解消を図ていくことが重要。</p>

事業所母集団情報の整備に係る見直しについて

平成28年7月26日

総務省統計局



Copyright (c) Statistics Bureau, 2016. All rights reserved.

平成28年7月
総務省統計局

事業所母集団データベースの概要

◇ 事業所母集団データベース整備の背景等

- 統計法第27条第1項に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備

- 統計法第27条第2項に基づき、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、政令指定都市等に母集団情報を提供

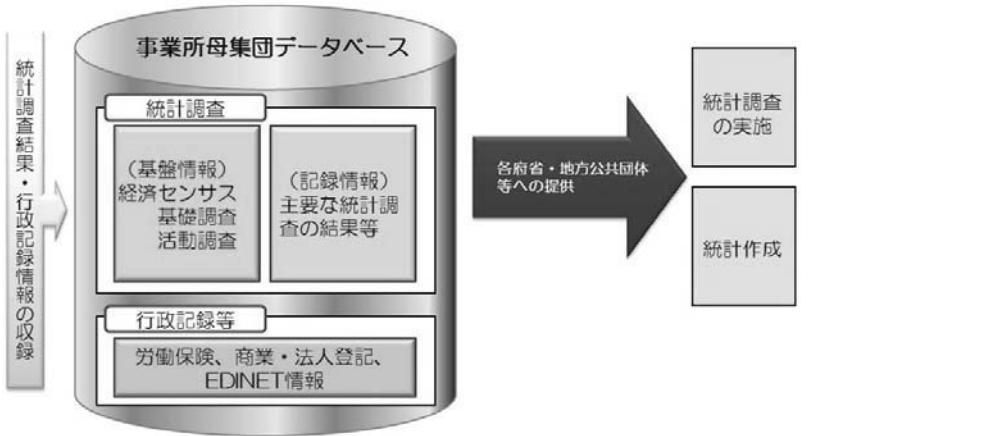
【これまでの経緯】

- ・平成23年3月「事業所母集団データベースの整備方針」を総務大臣決定
- ・平成25年1月 事業所母集団データベースの開発を完了
- ・平成26年1月から母集団情報（年次フレーム）の提供を開始

- 平成28年経済センサス・活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。

- 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。

- 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。



事業所母集団情報の整備に係る見直し方針（1/3）

平成28年7月
総務省統計局

母集団情報の整備に資する統計調査（経済センサス・基礎調査）の現状

- 5年に1度、全国約7万人の調査員を臨時に動員して全ての事業所の情報を収集
- 併せて、支社事業所を有する本社事業所に対して、本社及び傘下の支社情報を郵送により一括で調査
- その後、データ審査等を経て、約1年半後に各府省・地方公共団体に対して事業所母集団情報を提供
- 一方、諸外国（イギリス、カナダ、アメリカなど）では、政府の専門職員が双方向的なシステムや電話、電子メール等で企業から直接情報を収集するプロファイリング活動を実施

学識経験者を交えた研究会の検討結果

抜本的な見直しの方針

- 調査をこれまでの5年に1度の実施から毎月実施へ
- 主要な企業の組織構造の変化や中核的な情報については、諸外国の先進的な取組であるプロファイリング活動を我が国においても実施することで把握
- 調査員調査については、現行よりも格段に少ない調査員による毎月の経常的な業務体系に改め、複数年度にわたって全調査区を順次調査し、事業所の開廃状況を把握
- 併せて、電子地図やタブレット端末等のICTを積極的に活用

効果

- 主要な企業の組織構造などの中核的な情報を適時的確に把握
- 最新の状況を反映した母集団情報を毎年、1年以内に各府省・地方公共団体に提供
- 調査員の安定的な確保及び業務習熟度の向上
- ICTの活用による業務の効率化・高度化

平成31年度からの本格的実施を目指す

事業所母集団情報の整備に係る見直し方針（2/3）

平成28年7月
総務省統計局

- 母集団情報の整備に資する統計調査（経済センサス・基礎調査）については、以下の2つの調査を毎月経常的に実施
- 併せて、我が国の事業所・企業の実態をより的確に把握・提供するための統計を毎年度作成

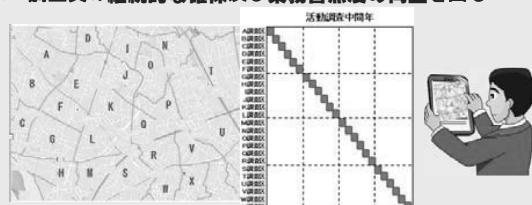
企業構造・活動状況に関する調査（国の直轄調査）

- 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を把握
- ✓ 主要な企業グループのトップに位置する企業に対して、専任の担当職員を当て、中核的な情報や組織構造を適時的確に把握するプロファイリング活動を実施
- ✓ プロファイリング活動のための人材育成及び体制整備を行う



事業所の開業・廃業状況に関する調査（地方公共団体経由の調査）

- 全国の事業所の開廃状況を実地に把握
- ✓ 調査区等の地域ごとに期日を設け、全調査区を順次調査するローリング調査を実施
- ✓ 存続・廃業事業所については活動状態を外観から確認
- ✓ 新設事業所については調査票等を配布して調査
- ✓ 上記の状況を調査員用端末を用いて瞬時に送信
- ✓ 調査員の継続的な確保及び業務習熟度の向上を図る



事業所母集団情報

- 各府省等に提供する年次フレームの精度向上
⇒ 主要企業については企業グループ単位で最新の情報を収録
- ※ 専従の従業者がおらず企業として自前の設備を有していない法人などは現在収録していないが、今後は収録を検討

事業所・企業関連統計

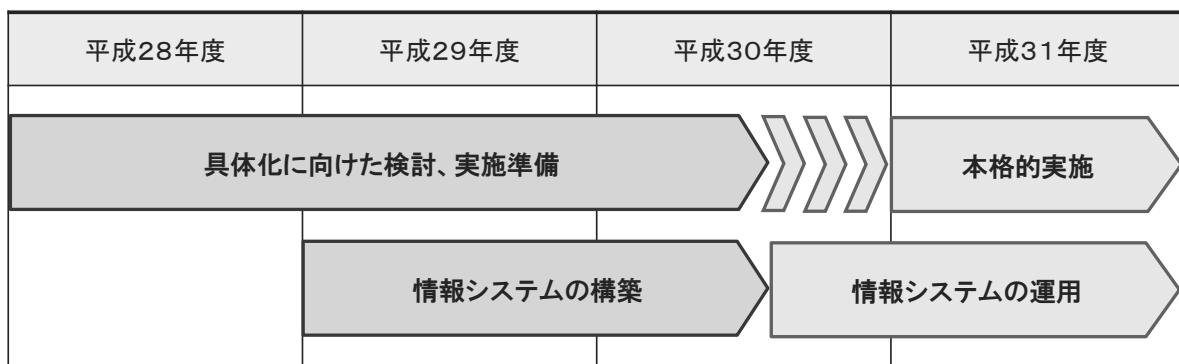
- 規模別、属性別等の事業所数等を把握する統計について適宜推計を行うことで、小地域単位に毎年度作成
- 観光地等の地域特性に応じた特別集計などニーズに応じて柔軟かつ機動的に対応

事業所母集団情報の整備に係る見直し方針（3/3）

平成28年7月
総務省統計局

今後の予定

- ✓ 平成31年度からの本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化に向けた課題等の検討を行う
- ✓ 効率的・効果的な調査手法等について実地に検証を行うため、地方公共団体の協力を得た上で**平成29年度に試験調査を実施する予定**
- ✓ ICTを活用した業務の効率化・高度化を目指し、電子地図や調査員用端末を導入した**情報システムを新たに構築する**



統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについて -ガイドラインの概要・適用状況-

平成28年7月26日
産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議事務局

I 取組の背景事情 -売上(収入)金額を実額で把握している統計調査-

税込記入

報告者に消費税込での記入を求める統計調査

- ・工業統計調査、特定サービス産業実態調査、科学技術研究調査 等

原則、税込記入

原則、消費税込で記入を求めるものの、税抜記入も許容する統計調査

- ・経済センサス-基礎調査、同-活動調査、商業統計調査、経済産業省企業活動基本調査 等

決算情報

決算値等の転記を求める統計調査

- ・法人企業統計調査、学校基本調査 等

- ◆ 「原則、税込記入」及び「決算情報」型の統計調査においては、消費税込・税抜が混在した集計結果を、基本表として公表
- ◆ 平成24年経済センサス-活動調査では税込補正した集計表を、法人企業統計調査では税抜補正し推計値を、それぞれ参考値として公表

統計委員会の御指摘

- > 調査段階で、消費税込と税抜とを完全に選別することは困難。集計段階での工夫により結果精度を高めることが必要
【統計委員会による24年度実行状況報告審議】
- > 今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性【統計委員会による第Ⅱ期基本計画案の諮問審議】

II 基本計画・施行状況報告の内容等

第Ⅱ期基本計画

売上高等の集計に関する消費税の取扱い(消費税込、消費税抜の補正)について、検討の場を設け、早期に結論を得る【総務省、関係府省。平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る】

施行状況報告

平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、計9回の検討を経て、平成27年4月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(案)」及び「売上高等の集計に係る消費税の取扱いに係る検討結果(最終報告)(案)」を取りまとめ、同年5月の各府省統計主管課長等会議において、ガイドラインを正式決定した。

また、平成28年1月の産業関連統計WGにおいて、消費税率変更及び軽減税率導入に向けた検討方針に関する合意を得たことから、同年5月以降、具体的な検討を開始し、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する

委員の御意見

【総務省】消費税ガイドラインの内容をご紹介いただくとともに、各種統計が、当該ガイドラインにどのように的確に対応しようとしているのか報告を求めたい

2

III ガイドラインの概要①

1 適用範囲

- 当面、「原則、税込の記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに記録する統計調査」を適用対象(経済センサス - 活動調査、同 - 基礎調査、商業統計調査、及び経済産業省企業活動基本調査の4統計調査)
- 上記以外の国民経済計算の推計に活用されている中小企業実態基本調査や、動態統計調査においても本ガイドラインに準じた対応を順次検討

2 適用時期

- 平成28年経済センサス-活動調査から適用を開始し、同調査以降、他の統計調査についても順次適用

3 補正方法

- 消費税抜で報告された個票データについて、平成23年産業連関表における組替集計の手法を参考に、可能な限り輸出又は海外取引の割合、課税・非課税別の個別品目ごとに税額を算出して加算
- また、費用総額及び売上原価についても、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出した上で、消費税率を乗じた額を加算 等
- なお、より精度が高まる補正手順を独自に導入することも可能

【詳細は、別紙参照】

3

別紙 具体的な補正方法(例)

○ 売上(収入)金額、業種別収入の合計額

【内訳の計と合計額が一致する場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税込補正した内訳の計

【内訳の計と合計額が一致しない場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税抜の合計額 × (1 + 税率)

○ 売上(収入)金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

売上(収入)金額の内訳項目の税額 = (税抜額 - 直接輸出額) × 税率

売上(収入)金額の内訳項目の直接輸出額 = 税抜額 ÷ 輸出あり品目の合計額 × 直接輸出額の合計

直接輸出額の合計 = 売上(収入)金額の合計額 × 直接輸出比率

【輸出なし品目の場合】

売上(収入)金額の内訳項目の税額 = 税抜額 × 税率

○ 費用総額及び売上原価

費用総額の税額 = (税抜額 - (売上原価 + 非課税の費用内訳の計)) × 税率 + 売上原価の税額

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計) × 税率

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計) × (売上原価 ÷ 費用総額) × 税率

4

III ガイドラインの概要②

4 情報更新

- 補正に用いる品目及び業種については、その区分、課税・非課税の別等に係る最新の情報を把握・確認し、情報を更新した上で補正を実施
- 上記の更新情報については、全府省で情報共有する仕組みを構築

5 結果公表

- 補正を実施した場合には、税込額に統一した集計結果を公表。詳細な補正を実施することが困難な統計調査については、税込・税抜の差異が分かる情報を参考提供
- また、補正を実施した場合は、補正の有無や方法等をHP等で提供

6 見直し

- 総務省政策統括官室(統計基準担当)を中心に、関係府省の協力を得て、消費税を取り巻く今後の情勢変化等に応じ、ガイドラインの見直しを適切に実施

→ 平成28年度の委託研究結果も踏まえ、将来的な軽減税率の導入にも対応

5

IV ガイドラインの適用・検討状況

ガイドラインでは

当面、「原則、税込の記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに記録する統計調査」(経済センサス、商業統計調査等4統計調査)を対象に、平成28年経済センサス-活動調査から適用を開始し、同調査以降、他の統計調査についても順次適用を検討

現在の適用・検討状況は

- ・経済センサス-活動調査(統計委員会の諮問審議・変更承認済み。平成28年調査からガイドラインに沿って対応することが確定)
- ・商業統計調査(従来は税込統一記入。次回平成30年調査の企画時に検討予定)
- ・経済センサス-基礎調査(次回平成31年調査の企画時に検討予定)
- ・経済産業省企業活動基本調査(平成30年調査の企画時に検討予定)



- ・工業統計調査(統計委員会の諮問審議・変更承認済み。平成29年調査から、「税込統一記入」を「原則、税込記入」に変更し、ガイドラインに沿って対応予定)
- ・中小企業実態基本調査、特定サービス産業実態調査等(主要構造統計調査の定着状況や経済センサス-活動調査による名簿情報の提供状況を踏まえ、企画時に順次検討予定)
- ・その他の統計調査についても順次適用を検討

➡ 更なる適用の拡大に向け、統計委員会における弾力的運用を期待

統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン

〔平成27年5月19日
各府省統計主管課長等会議申合せ〕

1 目的

本ガイドラインは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する統計調査における集計の充実により統計調査結果の利用増進を図る観点から、消費税込の概念で売上高等を把握している統計調査について、消費税込と税抜が混在して報告された売上高等のうち消費税抜の売上高等を税込補正して集計・公表するための標準的な指針として策定するものである。

2 背景

現在の企業会計においては、消費税の処理に当たって、税込、税抜を選択することが可能となっている。このため、売上高等を調査事項としている統計調査においては、報告者の負担や調査の目的等を考慮し、①税込による記入、②原則、税込記入とするものの、税抜記入も許容、③決算値等の売上高等を記入など、統計調査によってその対応は区々となっている。また、前記②及び③の統計調査では、調査票に記入された売上高等を単純に集計しているため、消費税込と税抜の売上高等が混在した形で集計結果が公表されている。ただし、一部の統計調査においては、消費税の取扱いを統一した参考表を作成しており、このうち、前記③の統計調査においては、税抜経理を選択する企業が大半であることから、消費税抜で統一した参考表を作成している。

このような状況の中、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に係る統計委員会による審議においては、今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は経済規模を把握する統計精度に支障を及ぼす可能性もあるとの指摘がなされている。このため、第Ⅱ期基本計画では、この審議結果を踏まえ、総務省を始めとする関係府省において、報告者の負担を考慮しつつ、売上高等の集計に関する消費税の取扱い、結果表章の在り方について、検討の場を設け、早期に結論を得るとの課題が盛り込まれた。

以上の経緯により、第Ⅱ期基本計画に基づき、国民経済計算及び産業連関表とも連携した関係府省による検討を行ったところ、原則消費税込で売上高等を把握している統計調査について、消費税込の概念に統一した統計の提供・公表を目指すこととした。本ガイドラインは、その補正方法等を取りまとめた。

3 適用範囲・適用時期

本ガイドラインは、消費税込の概念で売上高等を把握している統計調査、すなわち別紙1に掲げる売上高等を実額で把握している主要構造統計調査（ただし、売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査は除く。）のうち、事業所母集団データベースに調

査結果を記録する統計調査に適用する。

また、本ガイドラインは、平成28年経済センサス・活動調査から適用し、その他の統計調査については、平成28年経済センサス・活動調査の基準となる期日以降に企画する統計調査について順次適用する。

4 補正方法

本ガイドラインに基づく売上高等の補正処理は、個票内の記入内容の整合性及び内訳項目と合計項目のバランス等の個票審査を実施し、個票内の整合性が確保されている状態であることを前提に、以下の補正手順を適用することにより実施する。なお、この補正手順の適用に当たっては、他統計を用いた実施まで求めるものではなく、また、この補正処理は、各統計調査において、より精度が高まる補正手順を導入する取組を妨げるものではない。

- (1) 消費税込で記入された個票については、補正処理の対象外とする。
- (2) 消費税抜で記入された個票については、以下に掲げる補正処理を項目ごとに実施する。
なお、具体的な補正は、別紙2に掲げる計算式に基づき実施する。
 - ア 売上（収入）金額、業種別収入の合計額については、内訳の計と合計額が一致する場合は税込補正した内訳を積み上げた額とし、一致しない場合及び内訳を把握していない場合は税抜の合計額に対し消費税率を乗じた額を加算する。
 - イ 売上（収入）金額、業種別収入の内訳項目については、輸出又は海外取引の割合、課税・非課税の別に応じ個別品目（業種）ごとに消費税額を算出し、加算する。
 - ウ 費用総額及び売上原価については、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出し、課税対象額に消費税率を乗じた額を加算する。また、売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合は、売上原価と費用総額の比率により擬制する。
 - エ 費用項目の内訳については、給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息は非課税扱いとし、その他の費用項目については消費税率を乗じた額を加算する。
 - オ 有形固定資産については、土地は非課税扱いとし、その他については消費税率を乗じた額を加算する。
 - カ 在庫・手持額、資本金及び金額以外の項目については、補正処理の対象外とする。

5 情報の更新及び共有

補正の対象とする品目及び業種については、分類や制度の変更等も想定されることから、補正を実施する際は、その区分、課税・非課税の別、直接輸出・海外取引の可否について、各統計調査で最新の情報を把握・確認し、適切に情報を更新する。

また、この更新情報や、上記4の各統計調査における独自の取組成果については、バーチャルフォーラム等を活用し、全府省で共有する仕組みを構築する。なお、この更新情報の共有については、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に、各府省の協力を得て実

施する。

6 公表及びデータの保存

- (1) 本ガイドラインにのっとった補正を行った統計調査においては、消費税込の売上高等に統一した集計結果を公表する。

また、本ガイドラインにのっとった詳細な補正を行うことが困難な統計調査においては、税込・税抜の差異が分かる情報（例えば、消費税抜の売上高等に単純に消費税率を乗じた額を加算した集計結果）を参考として提供する。

- (2) 本ガイドラインにのっとった補正を行った統計調査においては、補正前の金額は中間データ*扱いとするとともに、補正を行ったことを明示した上で、補正後の金額を正データとして記録し、永年保存する。

また、本ガイドラインにのっとった補正を行うことが困難な統計調査については、金額が税抜であることを明示した上で、補正前の金額を正データとして記録し、永年保存する。

※ 「中間データ」とは、集計段階において、結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される調査票情報を含めたデータを指す。

7 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、消費税を取り巻く情勢の変化や、上記4の各統計調査における独自の取組成果等を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に関係府省の協力を得て、適切に見直しを実施する。

8 その他

- (1) 本ガイドラインにのっとった補正を行った統計調査においては、実施した補正手順を記録するほか、本ガイドラインにのっとった補正を行った旨を、当該統計調査のホームページや冊子などの公表物に記載することにより、利用者の利便向上を図る。

- (2) 別紙1のうち事業所母集団データベースに調査結果を記録しないが国民経済計算の推計に活用されている統計調査（売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。）においては、一次統計と加工統計の連携強化の観点から、本ガイドラインに準じた取組を進めるよう努める。

また、別紙1に掲げられていない統計調査（売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。）においても、当該統計調査の特性や主要構造統計調査における本ガイドラインの定着状況等を踏まえ、本ガイドラインにのっとった補正を行うことの適否を順次検討する。

（付属資料）

別紙1 売上高等を実額で把握している主要構造統計調査

別紙2　具体的な補正方法の詳細な計算式

参考1 平成24年経済センサス - 活動調査をモデルとした消費税加算処理（調査品目以外）

参考2 平成24年経済センサス - 活動調査をモデルとした消費税加算処理（調査品目、業種）

売上(収入)金額を実額で把握している主要構造統計調査

所管府省	統計調査名	消費税の取扱い	事業所母集団データベース 注1)	国民経済計算 注2)
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	原則、税込記入	○	○
総務省	経済センサス-基礎調査	原則、税込記入	○	
	個人企業経済調査	税込記入	○	
	科学技術研究調査	税込記入	○	○
財務省	法人企業統計調査	決算情報	○	○
文部科学省	学校基本調査 注3)	決算情報	○	
農林水産省	農林業センサス 注4)	税込記入	○	
経済産業省	商業統計調査	原則、税込記入	○	○
	工業統計調査	税込記入	○	○
	経済産業省企業活動基本調査	原則、税込記入	○	
	特定サービス産業実態調査	税込記入	○	○
	中小企業実態基本調査	原則、税込記入		○
国土交通省	建設工事施工統計調査	税込記入	○	

注1) 事業所母集団データベースに調査結果を記録する統計調査

注2) 国民経済計算(JSNA)で活用している主要構造統計調査

注3) 収入額等の把握対象は、国立大学法人等一部対象に限られる。

注4) 売上高は、階級値で把握している。

具体的な補正方法の詳細な計算式

○売上（収入）金額、業種別収入の合計額

【内訳の計と合計額が一致する場合】

売上（収入）金額の合計額＝税込補正した内訳の計

【内訳の計と合計額が一致しない場合及び内訳を把握していない場合】

売上（収入）金額の合計額＝税抜の合計額 × (1 + 消費税率)

○売上（収入）金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

売上（収入）金額の内訳項目の消費税額＝(税抜額 - 輸出額) × 消費税率

売上（収入）金額の内訳項目の輸出額＝税抜額 ÷ 輸出あり品目の合計額 × 輸出額の合計

輸出額の合計＝売上（収入）金額の合計額 × 輸出比率

【輸出なし品目の場合】

売上（収入）金額の内訳項目の消費税額＝税抜額 × 消費税率

(計算例)

	売上額	直接輸出 の有無	課税か 否か	
品目 A	600	あり	課税	
品目 B	300	あり	課税	
品目 C	100	なし	課税	
品目 D	200	なし	非課税	
売上計	1,200			直接輸出比率 25%

- ①「製造品の出荷額・加工貿易収入額」に「直接輸出額の割合」を乗じ、事業所の直接輸出額を算出

事業所の直接輸出額＝ $1200 \times 0.25 = 300$

- ②「直接輸出あり」の品目の売上額で按分し、品目ごとの直接輸出額を算出

品目 A の直接輸出額＝ $600 \div (600+300) \times 300 = 200$

品目 B の直接輸出額＝ $300 \div (600+300) \times 300 = 100$

品目 C の直接輸出額＝0

品目 D の直接輸出額＝0

- ③品目ごとに課税対象の出荷額を算出し、消費税額を計算

品目 A の消費税額＝ $(600-200) \times 0.08 = 32$

品目 B の消費税額＝ $(300-100) \times 0.08 = 16$

品目 C の消費税額＝ $100 \times 0.08 = 8$

品目 D の消費税額＝0

○費用総額及び売上原価

費用総額の消費税額＝(税抜額－(売上原価+非課税の費用内訳の計))×消費税率+売上原価の消費税額

売上原価の消費税額＝(税抜額－非課税の費用内訳の計)×消費税率

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の消費税額＝(税抜額－非課税の費用内訳の計)×(売上原価÷費用総額)×消費税率

(計算例)

	金額
費用総額	20,000
うち、売上原価	8,000
(特掲)	
非課税費用内訳の計	5,000

[費用総額]

①費用総額から非課税費用内訳の計と売上原価を控除

費用総額の課税対象額＝ $20000 - (8000 + 5000) = 7000$

②控除した額に消費税率を乗じた額と売上原価の消費税額を加え、消費税額を算出

費用総額の消費税額＝ $7000 \times 0.08 + 480 = 1040$

[売上原価]

①売上原価に含まれる不加算費用の比率を擬制

売上原価に含まれる不加算費用比率＝ $8000 \div 20000 = 0.4$

②売上原価から不加算費用を減じ、課税対象額を算出し、消費税額を計算

売上原価の消費税額＝ $(8000 - 5000 \times 0.4) \times 0.08 = 480$

○費用（給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息以外）の内訳項目

費用（給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息以外）の内訳項目の消費税額
＝税抜額×消費税率

○土地以外の有形固定資産

土地以外の有形固定資産の消費税額＝税抜額×消費税率

第3次産業活動指標に係る現状の取組及び 基幹統計化の可否について

平成28年8月25日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ経済解析室

取組のポイント

<平成22年基準改定の実施（平成27年9月）>

- サービス活動の実態に迫る再編集系列の拡充
 - ✓ 経済活動別に横断的に編集した系列を多数掲載
例：消費向けサービス、投資向けサービス、高齢者世帯特化サービス、観光関連産業、スポーツ関連産業、コンテンツ産業など
- 業種の加法整合性に配慮した、季節調整法における間接法の適用
例：直接法を採用していた前基準においては、卸・小売業全体と卸売業、小売業の個別業種で前月比の整合が取れないことがしばしば見られた

<利活用の促進>

- 当省HPやSNSによる分析事例の発信
 - ✓ FACEBOOKやTwitter等を積極的に活用した情報発信を実施
 - ✓ 市井のビジネスパーソンが一分で内容を理解できるコンテンツをおおむね週二回の頻度で発信（大半が第3次産業活動指標関連）
- 指数を分かりやすく解説したマンガを作成
 - ✓ 基準改定を機に学生や一般市民にも分かりやすい指数解説を作成

統計精度の向上に向けての課題

1. データ入手の不安定性

- ✓ 公的統計以外の統計への依存度は高い(ウェイト比で約3割、業種別では不動産業など)
 - 業界統計においては、調査対象が加盟企業に限定されるため、カバレッジの問題がある
- ✓ 調査の廃止などの発生
- ✓ 統計によっては、公表時期が集計のタイミングに間に合わないことなどがあり、月々のデータ入手が不安定

2. 供給側統計の不足

- ✓ 需要統計や労働統計で代用している系列もある(全170系列中12系列)
例：理美容業、洗濯業など；家計調査（総務省）
自動車整備業；家計消費状況調査（総務省）
廃棄物処理業など；毎月勤労統計調査（厚生労働省）
警備業など；労働力調査（総務省）

更なる精度向上は難しい状況にあり、基幹統計化はできないと結論

2

建築物リフォーム・リニューアル調査の見直しについて

国土交通省 総合政策局情報政策課
建設経済統計調査室
平成28年8月25日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

調査概要・基本計画対応

○建築物リフォーム・リニューアル調査の概要

【目的】

建築物リフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動向の把握。

【調査開始】

平成20年度より半期ごとの調査、年2回の公表。

【調査対象】

建設業許可業者（47万業者）の中から建築物リフォーム・リニューアル工事の受注割合が1%未満の業種を除く17業種について、年間完成工事高により6業種に表章・層化し、無作為抽出した5,000者。

【調査項目】

受注件数、受注額、工事目的、工事部位等。

公的統計の整備に関する基本的な計画に基づき調査の見直しを行い、平成28年度調査から見直し後の内容で調査を開始した。

○公的統計の整備に関する基本的な計画（H26.3閣議決定）（抄）

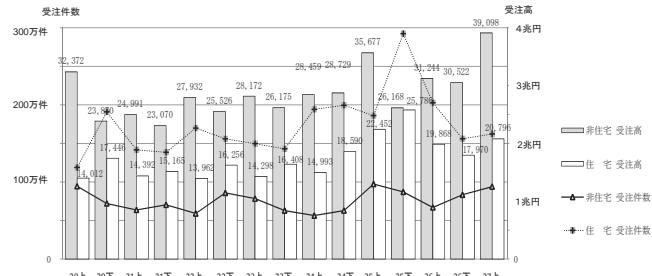
建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。

なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。

○調査対象の表章6業種（建設業許可業種上は、17業種）

○一般土木建築工事業
○土木工事業（土木一式工事業、造園工事業、水道施設工事業）
○建築工事業（建築工事業、木造建築工事業）
○職別工事業（大工工事業、屋根工事業、金属製屋根工事業、塗装工事業、ガラス工事業、建具工事業、防水工事業、内装工事業）
○管工事業
○電気・機械器具設置工事業（電気工事業、機械器具設置工事業）

○参考 調査期間別 受注件数 受注高

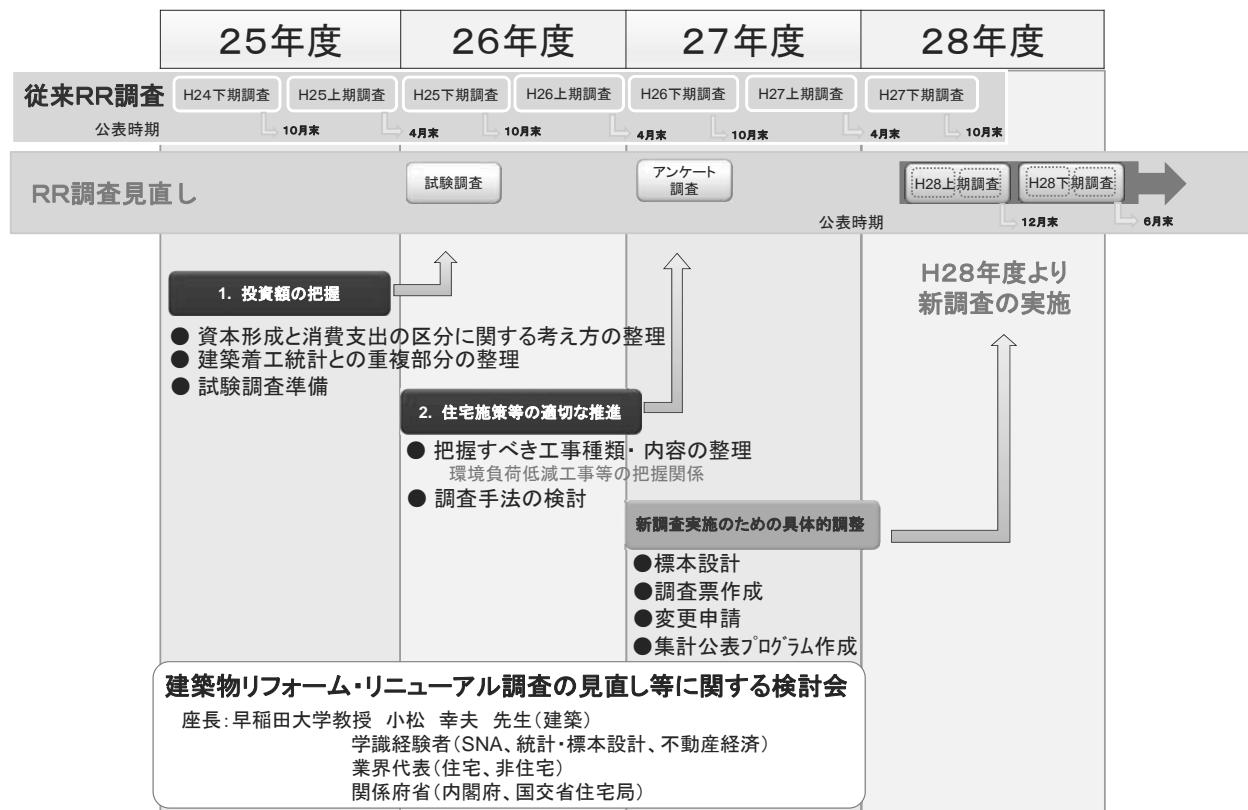


■建築物リフォーム・リニューアル調査の見直し事項

1. 建築物リフォーム・リニューアル工事における投資額の把握

※建築着工統計調査との重複部分の整理

2. 住宅施策等の適切な推進への寄与



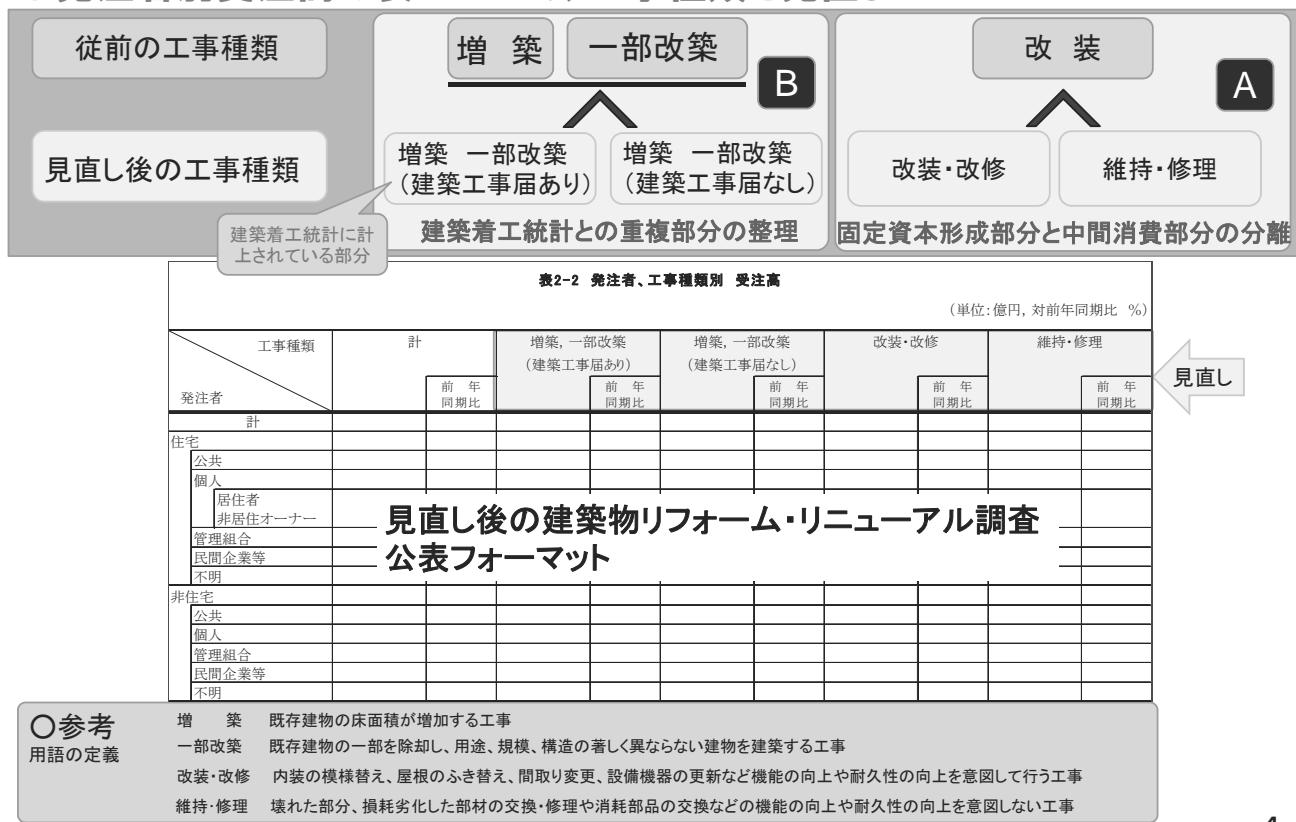
2

主な見直し項目（平成28年度調査より適用）

基本計画等に対する見直し事由 変更事項	従 来	変 更 後
1. 投資額の把握		
調査基準期間 (QE対応)	半 年	4 半 期
調査項目「工事種類」	改裝等工事	「改裝・改修工事」:資本形成部分 「維持・修理工事」:中間消費部分
調査項目「工事届けの有無」 (建築着工統計との重複是正)	一	新 設
2. 住宅施策等の適切な推進		
調査項目「省エネ対策の工事部位」	一	新 設 工事目的が省エネルギーの場合、工事部位の調査を新設
調査項目「建物全体の延べ床面積」	一	新 設
その他の改善（統計精度向上等）		
調査対象者の選定	無作為抽出	年間完成工事高の大きい特定の業種は、全数調査 それ以外は、無作為抽出
個別調査対象工事数	各月の1番及び2番目に受注した2工事	大規模工事：全て (住宅2千万円、非住宅2億円以上の工事) 上記以外の工事：各月の1番及び2番目に受注した2工事
公表時期	調査対象最終月から7ヶ月後	調査対象最終月から3ヶ月後

3

○発注者別受注高の表について、工事種類を見直し



4

調査結果の公表

年度報	見直し後の集計表	変更理由
表1-1	受注高の推移	推移を示す概要表を新設
表1-2	平成 年度、用途別受注高	推移を示す概要表を新設
表1-3	工事種類別 受注件数・受注高	調査事項の変更に伴い工事種類を細分化
表1-4	業種・業者規模別 受注件数・受注高 <住宅>	標準設計の変更に伴い業者規模を見直し
表1-5	業種・業者規模別 受注件数・受注高 <非住宅建築物>	標準設計の変更に伴い業者規模を見直し
表1-6	施工地域別 受注高	変更なし
表1-7	元請建築工事受注額に占めるリフォーム・リニューアル工事の割合別 事業者数	標準本の単純集計から母集団推定に変更
表2-1	用途別 受注高	調査事項の変更に伴い用途を細分化
表2-2	用途別 受注件数	調査事項の変更に伴い用途を細分化
表2-3	利用関係別 受注高 <住宅>	変更なし
表2-4	発注者、工事種類別 受注高	利用ニーズを踏まえ工事種類別の集計を追加
表2-5	主たる工事目的、工事目的別 受注件数	調査事項の変更に伴い工事目的を細分化、利用ニーズを踏まえクロス集計に変更
表2-6	主たる工事目的、用途別 受注件数	利用ニーズを踏まえ新設
表2-7	主たる工事目的、用途別 受注高	利用ニーズを踏まえ新設
表2-8	主たる工事部位、工事部位別 受注件数	利用ニーズを踏まえ新設
表2-9	主たる工事部位、工事部位別 受注件数	利用ニーズを踏まえ新設
表2-10	建築の時期、構造別 受注高	変更なし
表2-11	建築の時期、主たる工事部位別 受注件数	利用ニーズを踏まえ新設
表2-12	工事部位、建築の時期別 受注件数 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-13	工事部位、用途別 受注件数 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-14	工事部位、施工地域別 受注件数 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-15	工事部位、建築の時期別 床面積 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-16	工事部位、用途別 床面積 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-17	工事部位、施工地域別 床面積 <工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-18	主たる工事部位、建築の時期別 個別工事の平均受注額 <主たる工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-19	主たる工事部位、用途別 個別工事の平均受注額 <主たる工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表2-20	主たる工事部位、施工地域別 個別工事の平均受注額 <主たる工事目的が省エネルギー対策のもの>	調査事項の追加に伴い新設
表3-1	用途、着工年月、工期別 受注件数・受注高	標準本の単純集計から母集団推定に変更
表3-2	用途、個別工事の受注額別 受注件数・平均工期	標準本の単純集計から母集団推定に変更
表4-1	個別工事の受注額別 受注件数	標準本設計の変更に伴い業者規模を見直し
参考表1	業種・業者規模別 調査対象数・回収数 <住宅>	標準本設計の変更に伴い業者規模を見直し
参考表2	業種・業者規模別 調査対象数・回収数 <非住宅建築物>	標準本設計の変更に伴い業者規模を見直し
季報		
表1-1	受注高の推移	推移を示す概要表を新設
表1-2	工事種類別 受注件数・受注高	調査事項の変更に伴い工事種類を細分化
表1-3	業種別 受注件数・受注高 <住宅>	季報では業者規模別は行わない
表1-4	業種別 受注件数・受注高 <非住宅建築物>	季報では業者規模別は行わない
表2-1	用途別 受注高	調査事項の変更に伴い用途を細分化
表2-2	発注者、工事種類別 受注高	利用ニーズを踏まえ工事種類別の集計を追加
表2-3	工事目的・主たる工事目的別 受注件数	調査事項の変更に伴い工事目的を細分化
表2-4	工事部位・主たる工事部位別 受注件数	変更なし
表2-5	建築の時期、構造別 受注高	変更なし
参考表1	業種・業者規模別 調査対象数・回収数 <住宅>	標準本設計の変更に伴い業者規模を見直し
参考表2	業種・業者規模別 調査対象数・回収数 <非住宅建築物>	標準本設計の変更に伴い業者規模を見直し

1. 投資額の把握

2. 住宅施策等の適切な推進

赤字:新設表
青字:改良

5

学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計 (縦断調査)の実施について

平成28年8月25日
文 部 科 学 省

■第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画(抄)

「学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計(縦断調査)の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。」
(平成27年度末までに結論を得る。)

■実施体制の整備

- ◆ 文部科学省では、縦断調査の実施体制を整備するため、平成28年度分の概算要求や定員要求を行い、この結果、予算として約1,200万円、実施体制として2人の配置が認められた。

■具体的な調査計画案

- ◆ 現在予定している調査計画の案は、次頁のとおり。
- ◆ なお、学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえるため、従来と同じ周期(毎年)で調査を実施する予定。
- ◆ また、調査対象の子供の進路選択には、生計を同一にする保護者の経済状態等が与える影響は大きいと考えられるため、保護者も引き続き調査対象とする予定。

文部科学省で実施する縦断調査について(予定)

○調査のイメージ

厚生労働省「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」の調査対象者に対し、学校教育(高校1年生)から就業に至るまでの約10年間調査することを目指す。

この際、学識経験者からなる研究会を設けて、調査事項などを検討する。

(座長：石田 浩(東京大学社会科学研究所教授))

■調査の概要案

○目的 2001年(平成13年)に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

○意義 学校教育段階での学力や就業意識等と就業やその後の職業生活との関係、さらに、将来の安定した就業のために必要となる要因、といった知見が得られる。

○周期 毎年 ※平成29年1月から文部科学省で調査開始

○対象 全国の2001年(平成13年)に出生した子供のうち、1月10日～17日の間に出生した子供及び7月10日～17日の間に出生した子供、並びにその保護者
(※厚生労働省実施時の調査対象を全て継承)

○対象数 30,331人(第13回時点)(1月生:15,204人、7月生:15,127人)

○主な調査事項

家族構成、本人の進路、学校(職場)環境、学校外活動、保護者の収入、教育費用

平成27年度統計法施行状況報告

—政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進—

平成28年8月25日
総務省統計局統計情報システム課

第II期基本計画における記述



項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計データの有効活用の推進 (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、 <u>利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用する</u> ①ほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討②する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。

- ① 政府統計の総合窓口(e-Stat)の利便性向上等に係る検討状況について
- ② 統計データの高度利用における取組状況について

①政府統計の総合窓口（e-Stat）の利便性向上等に係る検討状況について

- e-Statに対する意見、要望は、隨時、e-Statの「アンケート実施中」より受け付けている。

(参考)e-Statのアンケート結果(平成27年度)
Q: サイトの構成はわかりやすかったですか?
A: わかりやすい・まあまあわかりやすい: 69% わかりにくい・まあまあわかりにくい: 28%
Q: 全体的にサイトの使い心地はいかがでしたか?
A: 使いやすい・まあまあつかいやすい: 65% 使いにくい・あまりつかいやすくない: 33%

- それ以外にも、統計有識者や各種学会・セミナー等の参加者からの意見聴取、API機能やjSTAT MAPの利用者へのアンケートなどを実施しているところ。

意見、要望の例と対応状況

意見、要望	対応状況
統計データをどのようにさがしたらよいのかわからない。	統計データ探し方を具体的な事例を用いてわかりやすく紹介する「e-Statの活用術」を、平成26年4月より提供開始。※参考1
DB機能の絞り込み機能を簡易なものにしてほしい。	DBのレイアウト設定画面の「絞込み」機能を、チェックボックス機能から、複数項目を同時に選択できるよう変更。※参考2
一括で統計データを取得できる機能を追加してほしい。	統計情報データベースに登録されている統計データについて、プログラムでのデータ一括取得を実現するAPI機能を用いたデータ提供機能を平成26年10月より提供開始。(P4参照)
Web APIを提供し、APIを活用したアプリコンペを開催してはどうか。	平成27年12月～28年4月にかけて、統計データ利活用アプリケーション・アイデアコンテスト「STAT DASHグランプリ2016」を開催。※参考3
統計表が探しにくい。 検索機能が使いにくい。	平成30年1月より提供予定の次期システムにて、検索機能や画面構成、操作方法を全面的に見直し、利用者が利用しやすい機能となるよう抜本的な改修を実施。

2

②統計データの高度利用における取組状況について

- 総務省統計局及び(独)統計センターは、オープンデータ推進のトップランナーとして、大量・多様な統計データの高度利用を可能とする取組を先導的に実施

1. API機能による統計データの高度利用環境の構築

2. 統計GISの機能強化

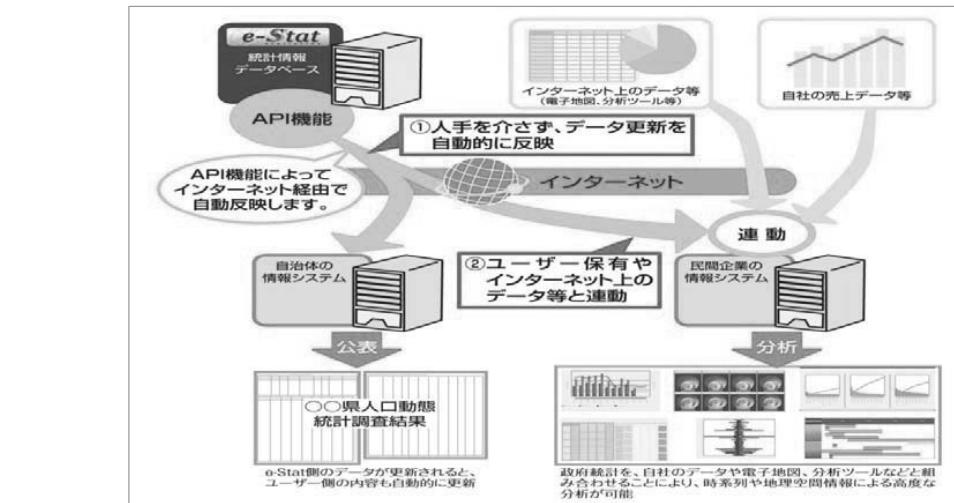
3. 統計データのLOD化

- これにより、官民における統計データ利活用の高度化を促進し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の創出などを支援

3

1. API機能による統計データの高度利用環境の構築

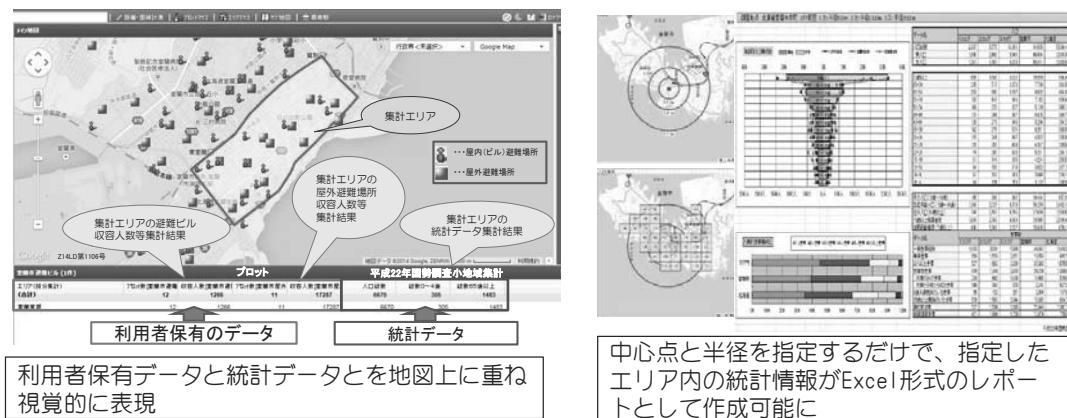
- e-Statに、新たにAPI¹機能を付加し、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計データを機械判読可能な形式で提供することで、次のようなことが可能に。
 - 利用者情報システムにe-Statのデータを自動的に反映
 - ユーザー保有やインターネット上のデータ等と連動させた高度な統計データ分析
- 平成26年10月31日からサービス開始し、平成28年7月31日時点で、利用登録者数は5,200名、APIリクエスト件数は約6,154万件



4

2. 統計GISの機能強化

- 平成20年4月より提供している統計GIS²に、新たに「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」機能を追加し、利用者の目的に合わせた小地域の詳細な分析が容易に可能。(具体的な機能)
 - ユーザー保有データを取り込み分析する機能
 - 任意に指定したエリアにおける統計データ算出機能
 - 地域分析レポート作成機能
- 平成27年1月20日からサービス開始し、平成28年7月31日時点で、利用登録者数は15,540名、ログイン数は約25万件
- 併せて、j STAT MAPのタブレット端末版「マップDe統計」の提供。



5

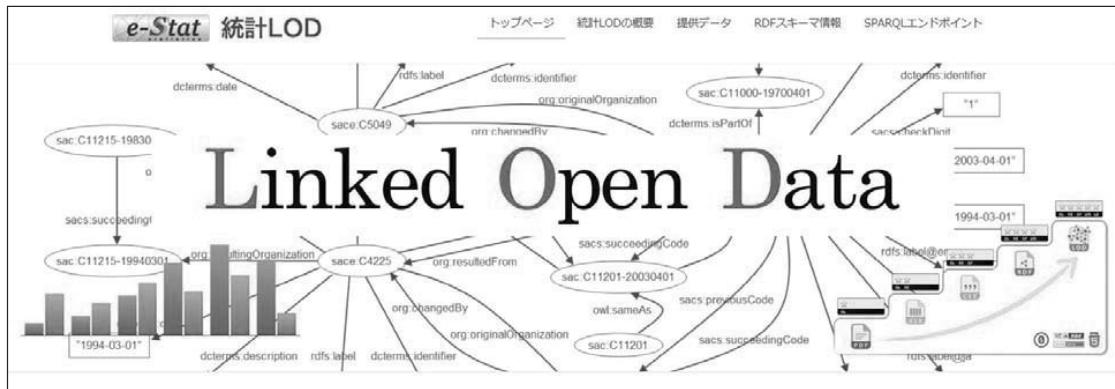
3. 統計データのLOD化



- オープンデータの最高ランクの形式であるLOD(Linked Open Data)^{*3}によるデータ提供により、各統計データの要素(構造、意味など)が統一され、データ間のリンクが可能となるなど、データの検索、取得が容易になる。

*³ LOD(Linked open data): メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、そのデータに関する他のデータへのリンク情報を付与したもの。オープンデータの最高水準ランクの形式として位置づけられている。※参考6

- 平成28年6月30日より、e-Statにおいて、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データでLOD形式にて提供開始。



参考資料

(参考1) 政府統計の総合窓口(e-Stat)の活用術



- 政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している統計データを、具体的な事例を用いて目的にあった統計データの探し方を紹介するサイト“e-Statの活用術”を提供。



【機能】

- ① e-Statとは?
…e-Statの概要説明
- ② e-Statナビ
…設問に答えることで、目的にあった活用例が表示されるなど統計データの探し方をナビゲート
- ③ e-Stat活用術
…e-Statの統計データを利用した活用事例を多数掲載
- ④ お役立ち機能
…統計データを探す手助けをする機能や知っていると便利な機能を紹介

(参考2) 統計情報データベースのレイアウト設定画面の変更

- 統計情報データベースの絞り込み機能を簡易なものに改善してほしいとの利用者からの要望に対して、チェックボックス形式の選択から、複数項目が選択可能なリストボックス形式へ変更などの機能改善を実施

レイアウト設定画面(改修前)

レイアウト設定画面(改修後)

① チェックボックス形式からリストボックス形式へ
 ② 表示する項目を“全項目表示”から“全項目非表示”
 のレイアウト設定画面の変更を実施。

9

(参考3) STAT DASHグランプリ2016

—統計データ利活用アプリケーション・アイデアコンテスト—

- 行政サービスの向上と社会経済における政府統計データのより高度な活用の普及・促進を目的として、統計データや統計APIを活用するアイデアを募集するコンテスト「STAT DASHグランプリ2016」を開催。

-統計データ利活用アプリケーション・アイデアコンテスト-
STAT DASH グランプリ 2016

行政サービス開拓部門

政府が行うe-Statを通じた統計データの提供について、ユーザーにとって分かりやすく、使いやすく、そして便利をコンセプトに、「政府が作るべき」と提案したいWebシステムまたはタブレット・スマートフォンアプリの構造、機能、統計APIの利用等の開発設計アイデアを募集します。

※受賞作品を始めとしたライツアを基に、権利者で提供サービスの実用化を検討します。

データ利活用啓発部門

なるほど！この活用は面白い！

統計APIを使いなど、e-Statから得られる統計データを加工、分析し、または他の観測データやオープンデータ、ビッグデータと組み合わせ、利用者に「なるほど！これは面白い」と思わせてしまうような斬新なデータ活用のアイデアを募集します。

※受賞作品は、総務省のWebサイトを通して一般に公開し、アイデアを広く発信します。

応募総数 69 件

- ・行政サービス開拓部門 37件
e-Statの統計データを利用者が簡単・便利、また高度に活用できるように政府がやるべきWebやスマートフォン・タブレット用のシステムのアイデアやアプリケーションを募集。
- ・データ利活用啓発部門 32件
e-Statや他のオープンデータ等を組み合わせることで、利用者に「なるほど！これは面白い！」と思わず言わせてしまう斬新なデータ活用のアイデアやアプリケーションを募集。

一次審査（書類審査）を通過した12件（各部門6件）について、プレゼンテーション大会（最終選考会）を行い、その審査結果を踏まえ、総務大臣が各部門の総務大臣賞を決定。

【総務大臣賞】

- ・行政サービス開拓部門
小中学生のための統計情報ポータルサイト「e-Stat Junior」の提案
- ・データ利活用啓発部門
オープンデータのためのオープンソースデータビジュアライゼーションプラットホーム E2D3 (Excel to D3.js) の開発とE2D3を用いたデータリテラシー教育事業の創造

10

66

(参考4) APIとは・・・



- Application Programming Interfaceの略で、システムなどの機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。
- 近年はインターネット経由で利用できるAPI(WebAPI)が数多く提供されており、複数の情報を集約(マッシュアップ)してホームページを作成している事例が数多くある。

APIの活用例

地図による小地域分析
(jSTAT MAP)

Yahoo!Japan運行情報

JR東海ツアーズ

統計データと地図情報を集約
地図情報はGoogleMap APIを使用

運行情報とSNS情報を集約
SNS情報はTwitter APIを使用

ツアー情報と天気情報を集約
天気情報は日本気象協会の
APIを使用

11

(参考5) GIS (地理情報システム)



Geographic Information System 地理 情報 システム

地理情報+IT(情報処理技術)

→ コンピュータを使って地理情報を重ね合わせて視覚的に表示
させるシステム ※地理情報は空間情報、地理空間情報ともいう

→ GISはデータの可視化、分析、管理の機能を持つ

地理空間情報活用推進基本法(抄) 平成19年5月30日法律第63号

(定義)

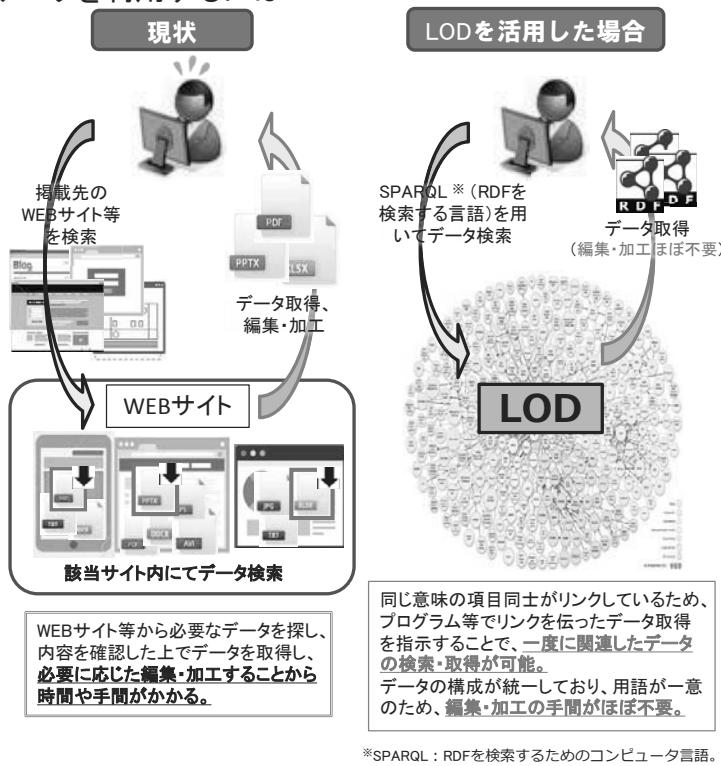
第二条

2 この法律において「地理情報システム」とは、地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図(電磁的方式により記録された地図をいう。以下同じ。)上で一体的に処理する情報システムをいう。

12

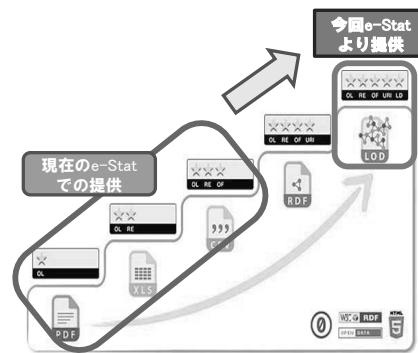
(参考6) LOD (Linked Open Data) について

データを利用するには…



(参考)
オープンデータの公開レベル

コンピュータ等で利用する際に、データを加工、編集等のしやすさでランク付け



段階	公開の状態	データ形式
1段階 ★	オープンライセンスでデータを公開	PDF、JPG 編集不可
2段階 ★★	コンピュータで処理可能なデータを公開	XLS、DOC 編集可
3段階 ★★★	オープンに利用できるフォーマットでデータを公開	XML、CSV
4段階 ★★★★	Web標準（RDF等）のフォーマットでデータを公開	RDF 機械判読可能
5段階 ★★★★★	他へのリンクを入れたデータ（LOD）を公開	Linked-RDF 13

新旧データ接続検討ワーキンググループの設置について

（平成28年5月20日）
横断的課題検討部会決定

サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方に関する審議を効率的に行うため、以下により、横断的課題検討部会の下に新旧データ接続検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 1 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 2 WGにWG座長を置き、当該WGに属する委員のうちから、部会長が指名する。
- 3 WG座長は、その所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。
- 4 WG座長は、審議に関し、学識経験者、各府省及び地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。
- 5 WGの会合での配布資料は、当該WG終了後ホームページ上で公表するとともに、当該WGの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 6 その他WGの運営に関し必要な事項は、WG座長が定める。

新旧データ接続検討ワーキンググループに所属する委員

座長 北村 行伸

河井 啓希

中村 洋一

(その他、出席を希望する委員が参加)

WG の検討の進め方

1. 検討課題

「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」の審議を行い、今後の各種統計調査の接続方法の判断の一助とする。

2. 検討方針

現状の統計調査における新旧の接続方法を把握し、現状を踏まえた接続方法の標準的方法を整理する。

3. 検討の進め方

1) 検討すべき事象の明確化、対象とする統計調査の範囲の明確化、現状把握

- ◇ 選及改訂が生じる要因の整理、本WGで考え方を整理すべき対象とする要因の明確化（サンプル替えに伴い発生するもの等）
- ◇ 月次、四半期調査等対象とする統計調査を明確化するとともに、現状把握を行なう統計調査の要件・範囲も明確化する
- ◇ 上記で明確化された要因、統計調査の範囲に対し、現状把握を行なう。

2) 本WGで検討すべき論点・課題を整理

3) 各論点に対し、考え方を整理

- ◇ 多くの統計調査で採用されている対応について、適切な方法と判断される場合、当該方法を標準的な方法として整理
- ◇ その他、検討すべき論点とされたものについて、現状を踏まえ対応方針を整理

4. 検討のスケジュール

概ね毎月 1 回開催し、9月末までに取りまとめを行なう。検討スケジュールは以下のとおり。

- ・第1回 6月30日：検討の進め方の決定、現状の報告、検討すべき論点の整理
- ・第2回 7月： 追加の現状の報告、標準的な接続方法の確認、検討すべき論点とされたものについて考え方の整理
- ・第3回 8月： 取りまとめ骨子の検討
- ・第4回 9月上旬：
 - 取りまとめ
 - 9月中旬以降 横断的課題検討部会報告・決定
 - 9月にまとめる施行状況審議結果報告書(基本計画編)
 - の数ページに内容を掲載

平成 28 年 6 月 30 日
新旧データ接続検討WG

遡及改訂対応が生じる要因の整理と検討対象の明確化について

1. 各種統計調査において、過去に遡及して改訂が行なわれる主な場合は以下のとおり。

- 1) 集計過程における過誤
- 2) 遅れて提出された調査票の追加
- 3) 基準改定・ウェイト更新・計算方法の変更
- 4) 母集団情報の変更に伴う更新
(比推定における比や母集団の大きさ等の更新)
- 5) 標本交替による新旧断層への対応

2. このうち、検討課題「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」に対応して、本WGで取り上げるものは、

「5) 標本交替による新旧断層への対応」

としてはどうか。

3. また、標本交替が行なわれた際、同時に行なわれる

「4) 母集団情報の変更に伴う更新」

についても、本WGで対応の考え方を併せて示すこととしてはどうか。

平成28年6月30日
新旧データ接続検討WG

検討対象とする統計調査の範囲の明確化について

1. 利用者の視点も含め「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」の検討が特に必要な統計調査は、月次又は四半期で行われる時系列を重視した統計調査である。

また、サンプル替えにより新旧接続の処理の判断が困難なものは、無作為抽出の統計調査である。

したがって、月次又は四半期で行なわれる無作為標本の統計調査を対象とした考え方の整理を行なうこととしてはどうか。

2. 統計技術的に標準的な方法が用いられやすいのは、統計委員会でも審議が行われている基幹統計調査であることから、考え方の整理を行うにあたり、参考とする統計調査の現状の範囲は、上記 1. を満たす基幹統計調査としてはどうか。

<参考> 上記 1 を満たす基幹統計調査（9 統計調査）

家計調査、労働力調査、個人企業経済調査、
法人企業統計調査、毎月勤労統計調査、
商業動態統計調査、建設工事統計調査、
自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計調査

資料13

平成28年6月30日

新旧データ接続検討WG会合資料

現状報告(9統計)

<9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理>

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
総務省	労働力調査	我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。	月次	世帯・世帯員	約4万世帯 約11万人	2ヶ月	1/2	無	1ヶ月	・ベンチマークに用いる基準人口(国勢調査人口)の切替えに伴う結果の断層を、5年前の国勢調査時点まで遡って数値を補正。
	家計調査<二人以上の世帯>	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。	月次	世帯	8,076	6ヶ月	1/6	無	1ヶ月	
	家計調査<単身世帯>		月次	世帯	745	3ヶ月	1/3			
	個人企業経済調査(動向編)	個人で「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする。	四半期	事業所	約3,700	1年	1/4	無	3ヶ月	
財務省	法人企業統計調査(四半期)	我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。	四半期	企業	約31,300	2年	1/2	無	1年(H27.4~6)	

注:標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

1

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
厚生労働省	毎月勤労統計調査(第一種事業所<30人以上>)	雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を毎月明らかにすることを目的とする。	月次	事業所	約16,700	2~3年	1/1	有 過去2~3年に遡って数値を補正し断層を解消(5人以上の数値についても同様)	2~3年(H27.1)	・ベンチマーク(経済センサス基礎調査)の変更に伴う常用雇用指数の断層を、前回のベンチマーク設定時点まで遡って数値を補正。
	毎月勤労統計調査(第二種事業所<5~29人>)						1/3	無	6ヶ月(H28.1)	
経済産業省	商業動態統計調査(乙:調査区調査)	全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的とする。	月次	事業所	約13,000	1年	1/6	無	2ヶ月(H28.3)	・他の調査票(甲、丁)と合わせて、標本の前月・当月販売額を「業種×規模」毎に合計し、対前月比を求め、前月の推計販売額に乘する方法(比推定)をとっている。 ・ベンチマーク(商業統計調査等)の変更に伴う水準修正を、前回、母集団調査時点まで遡って実施。
	商業動態統計調査(乙:指定事業所調査)						1/1		1年(H27.7)	
国土交通省	建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査)	建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的とする。	月次	企業	約12,000	1年	1/1	無	1年(H28.4)	

注:標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

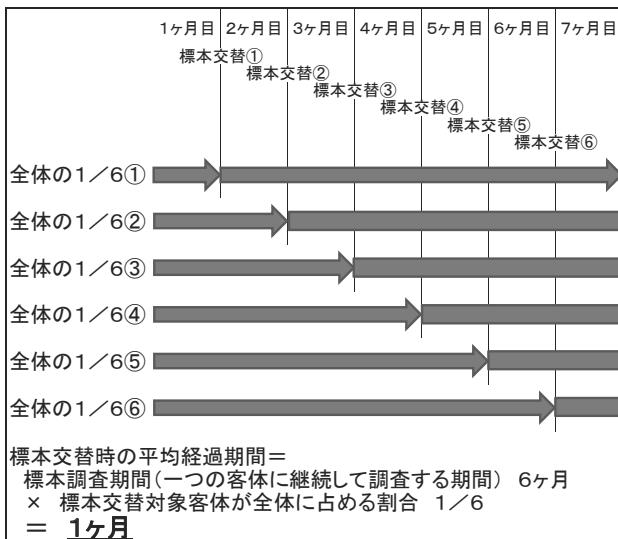
2

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
国土交通省	自動車輸送統計調査(①営業用貨物自動車)	月次	事業所	約2,000両	・事業所の全自動車は1ヶ月 ・一部指定自動車は7日間	1/1				
	自動車輸送統計調査(②自家用貨物自動車)		自動車	約9,700両	1ヶ月のうちの7日間	1/1	無		1ヶ月	
	自動車輸送統計調査(③営業用旅客自動車(バス))		自動車	約250両	1ヶ月のうちの3日間	1/1				
	自動車輸送統計調査(④営業用旅客自動車(タクシー))		自動車	約500両	1ヶ月のうちの3日間	1/1				
	内航船舶輸送統計調査	月次	事業者	約180	6ヶ月	1/1	無		6ヶ月(H27.10)	

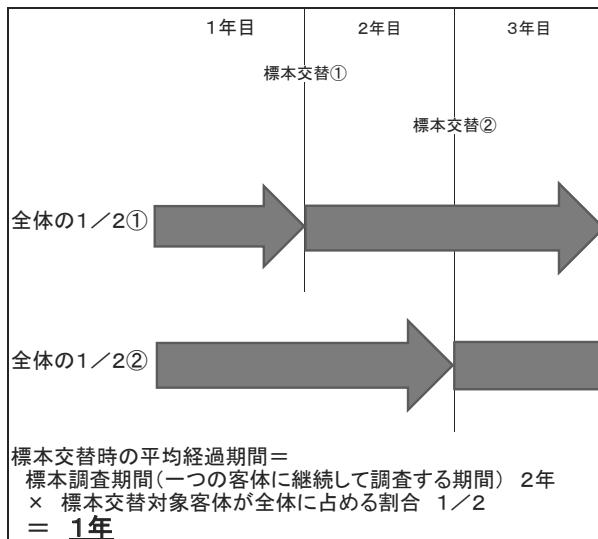
注:標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

標本交替時の平均経過期間(イメージ)

【例1: 家計調査<二人以上の世帯>】



【例2: 法人企業統計調査(四半期)】



【背景となる考え方】

「標本脱落バイアス」「調査疲れ」といった時間の経過とともに断層を拡大させる要素がある場合、その断層は、①標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)が長いほど拡大し、②交替対象が全体に占める割合が小さいほど縮小する、と考えられる。これらの要素を総合的に評価するために、①×②により計算した指標。

9月末までに検討する論点

新旧データ接続WG

1. サンプル替えに伴う新旧接続について

- 1) 各種統計調査（特に基幹統計調査）で、サンプル替えを行なった際に採用されている新旧データ接続方法は、どのような方法か。
- 2) サンプル替えの影響をどのように計測するか。
- 3) 上記 1) の実態から、サンプル替えを行なった際に採用されている新旧データの標準的な接続方法はどのように整理されるか。
- 4) 上記 3) で整理された接続方法について、それを行なう際に注意すべき事項はどのようなものか。

2. 母集団推計の際のベンチマーク更新に伴う新旧接続について

サンプル替えに伴う新旧接続の論点 1) から 4) と同様の論点

商業動態統計調査について

平成28年7月29日
経済産業省

<商業動態統計における属性的範囲>

(1) 卸売業

日本標準産業分類		従業者		
中分類	小分類	200人以上	100人以上199人以下	99人以下
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業			
51 繊維・衣服等卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)			
	512 衣服卸売業			
	513 身の回り品卸売業			
52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業			
	522 食料・飲料卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業			
	532 化学製品卸売業			
	533 石油・鉱物卸売業			
	534 鉄鋼製品卸売業			
	535 非鉄金属卸売業			
	536 再生資源卸売業			
54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業			
	542 自動車卸売業			
	543 電気機械器具卸売業			
	549 その他の機械器具卸売業			
55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
	552 医薬品・化粧品等卸売業			
	553 紙・紙製品卸売業			
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)			

(注)管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

甲調査
(指定事業所)
【全数】乙調査
(指定事業所)
【標本】

(2) 小売業

日本標準産業分類		従業者		
中分類	小分類	50人以上	20人以上49人以下	19人以下
	細分類 その他の条件	経済産業大臣が 指定する条件 (※)		
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	
57 織物・衣服・身の回り品小売業				
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業 5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る) コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業	丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】
			丁1調査(指定企業) 【全数】	
59 機械器具小売業	591 自動車小売業 5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む) 592 自転車小売業 593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く) 5931 電気機械器具小売業(中古品を除く) 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く) 売場面積が500m ² 以上の家電専門店を10店舗以上有する企業	丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】
			丁2調査(指定企業) 【全数】	
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 6031 ドラッグストア ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業	丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】
			丁3調査(指定企業) 【全数】	
61 無店舗小売業	604 農耕用品小売業 605 燃料小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業 6091 ホームセンター ¹ ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業	丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】
			丁4調査(指定企業) 【全数】	
			乙調査(指定事業所) 【標本】	

(注)管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

(※)丙調査における「経済産業大臣が指定する条件」:

・日本標準産業分類に掲げる「小分類561—百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であつて、かつ、次に掲げる売場面積の事業所(「百貨店」という。)。

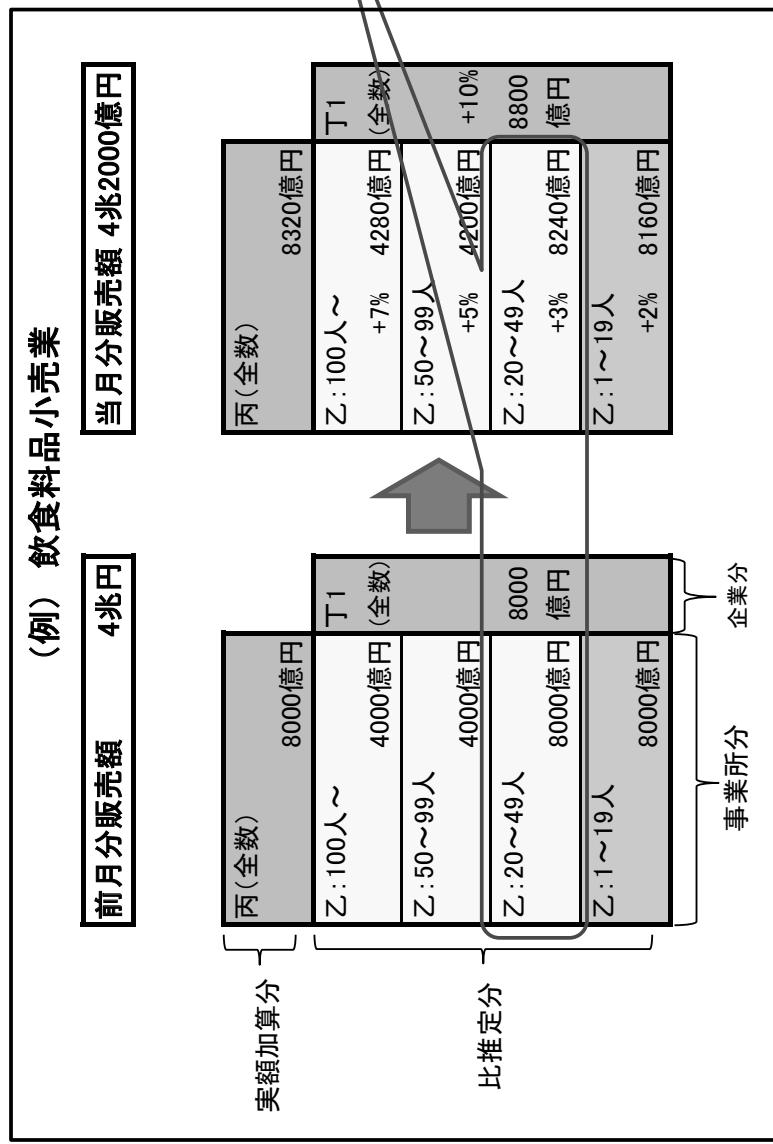
① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000m²以上

② 前記①以外の地域については1,500m²以上

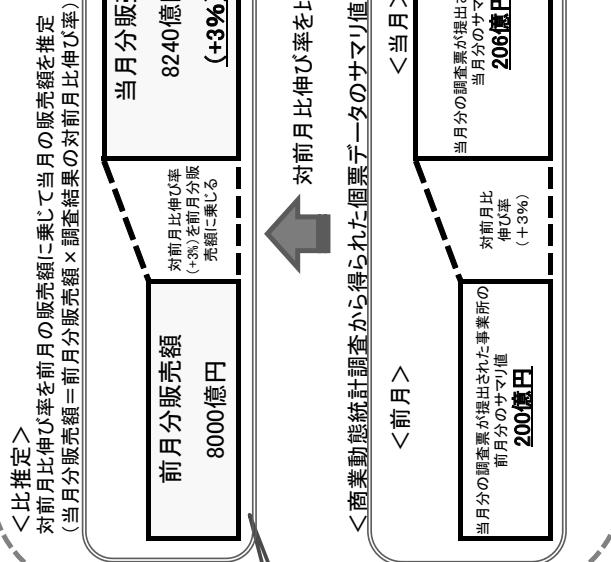
・売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であつて、かつ、売場面積が1,500m²以上の事業所(「スーパー」という。)。

<比推定のイメージ>

◎業種別・従業者規模別(＝セル)の販売額を伸び率を推計した結果の積み上げ



(例) 20～49人規模の比推定方法



○サンプル交代時ににおける具体的な処理及びサンプル交代時に断層が生じない理由は以下のとおり。

①サンプル交代時の具体的な処理

・比推定とは、標本の販売額を業種別・規模別(セル別)に合計し、サンプルの対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法である。通常月においては、当月と前月のマッチ分個票の伸び率を比推定の対前月比として採用しているが、サンプル交代時には対象の入れ替えにより、マッチ分個票の対前月比を得ることができない。よって、サンプル交代時においては、「開始月調査票」(P4参照)により当月と前月の2ヶ月分の販売額を調査し、同一サンプルによるマッチ分個票の対前月比を得ている。

②サンプル交代時に断層が生じしないこと

・前記①のとおり、同一セル(業種別・規模別)内にある標本(より近い特性を持つ標本)同士で行うことにより、販売額水準の断層発生をできるだけ排除している。

(参考)

商業動態統計調査票
基幹統計



A03)

提出用

乙

調査票番号	0002
提出先	都道府県知事
提出日	翌月10日

(一般事業所用)
 この調査票は、貴事業所の調査が開始された
 ヶ月のみ使用するものです。
 平成年月分

都道府県番号	事業所番号

★記入に当たっては、裏面の記入注意を必ず参照してください。	
1. 事業所名 及び事業所所在地	電話番号 (局番)
2-1. 商品販売額	月間商品販売額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額を含む。)
2-2. 前月の月間商品販売額	月間商品販売額の合計を記入してください。 この欄は前月の商品販売額を含む。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額を含む。)
3. 月末従業者数	人 0201
備考	
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名	
平成年月日 報告者の氏名	

経済産業省(サービス動態統計室)

商業動態統計調査に係る水準修正について

統計調査名		2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
商業統計調査																		
年間販売額期間(月)																		
商業水準修正調査)																		
水準修正期間																		
速報・確報別																		
公表時																		
修正単位																		

★:通常調査、☆:簡易調査 H24-H28は経済センサス-活動調査、H26は経済センサス-基礎調査との同時調査

- 水準修正の方法(例:2007(H19)年センサス)

平成19年商業センサスによる水準修正を例にとった場合で示すと、まず、平成16年4月分から平成19年3月分までの36ヶ月分のセル別の修正係数 α を求める。次に、この修正係数 α によって修正された商業センサス調査期間中の修正販売額が、商業センサスのセル別販売額に一致するよう α を修正する。各月の修正値は、 α の累乗根を乗ずることにより算出する。計算式は、下記のとおりである。

なお、平成24年経済センサス-活動調査の結果を用いた水準修正は、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響を考慮して、中止することとした、当面、平成19年商業統計を基準とした販売額の公表を継続することとした。

◆水準修正(計算式)

$$\left. \begin{aligned} Y_{ij} &= \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t = \alpha_{ij} \cdot \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t \\ \text{ただし、 } \alpha_{ij} &\text{ は、 } \sum_{t=25}^{36} \left(\sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t = Y_{ij} \text{ を満たす値であるため、繰り返し計算を行って修正する。} \end{aligned} \right\}$$

Y_{ij} = 平成19年商業統計調査の*i*業種 *j* 従業者規模年間販売額

\hat{X}_{ij} = 水準修正済商業動態統計調査の*i*業種 *j* 従業者規模(平成19年商業統計調査期間)販売額合計

\hat{X}_{ij}^t = 水準修正済*i*業種 *j* 従業者規模月間販売額の*t*時点における値

\hat{X}_{ij}^t = 水準修正前*i*業種 *j* 従業者規模月間販売額の*t*時点における値
なお、時点「*t*」は、平成16年4月分を*t*=1とし、平成19年3月分を*t*=36とした 時系列に対応する月別一連番号である。

平成 28 年 7 月 29 日
新旧データ接続検討WG

論点に対する整理（議論の叩き台）

1. サンプル替えに伴う新旧接続について

- 1) 基幹統計調査で、サンプル替えを行なった際に採用されている新旧データ接続方法は、どのような方法か。

資料 3 1.標本交替。①そのまま接続、②過去値を補正し断層を解消、の 2 通り。

- 2) サンプル替えの影響をどのように計測するか。

定量的な検証に基づく結論を短期間で出すことができないため、今後の課題とする。なお、現時点の計測の候補としては資料 4 に掲げる方法がある。

- 3) 上記 1) の実態から、サンプル替えを行なった際に採用されている新旧データの標準的な接続方法はどのように整理されるか。

資料 3 1.標本交替。「①そのまま接続」が標準的。

- 4) 上記 3) で整理された接続方法について、それを行なう際に注意すべき事項はどのようなものか。

資料 3 1.標本交替。断層が過度に拡がる前に標本を交替させることが望ましい。なお、標本交替の時点に関しては予め対外公表するとともに、過去に行なわれた標本交替の時点の情報もユーザーに提供されることが望ましい。

ユーザーニーズが強いものに関しては継続標本による参照値を作成することが期待される。

2. 母集団推計の際のベンチマーク更新に伴う新旧接続について サンプル替えに伴う新旧接続の論点 1) から 4) と同様の論点

1) ベンチマーク更新を行なった際に採用されている接続方法。

資料 3 2.ベンチマーク。①新ベンチマークによる数値（新基準による対象時点の値）を確定する。②その数値と旧ベンチマークによる数値（旧基準による対象時点の値）の間を滑らかに接続する形で過去値を遡及改訂し断層を解消する。

2) ベンチマーク更新の影響をどのように計測するか。

新ベンチマークによる値を、旧ベンチマークを出発点として推計していた従前の推計値と比較する。

3) 上記 1) における標準的な方法。

資料 3 2.ベンチマーク。3統計とも「上記 2. 1) の手法」を採用するのが標準的。

4) 上記 3) で整理された接続方法について、それを行なう際に注意すべき事項はどのようなものか。

資料 3 2.ベンチマーク。全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合はそれを利用して数値を確定するとともに、過去値の遡及改訂により新旧ベンチマークに起因する断層を解消することが望ましい。

上記の調整を行う場合、その内容を対外公表することが期待される。上記の調整を行わない場合、その事由を対外公表することが期待される^{*}。

* 対象 3 統計は全て調整を行っているが、特別な事情がある場合には調整を行わないことも想定される。このため、こうした事例を取り扱う際の留意事項を整理したもの。

資料17

平成28年7月29日
新旧データ接続検討WG会合資料

平成28年7月29日
新旧データ接続検討WG

関連9統計に係る整理

1. 標本交替

<前回の資料5を編集、一部加筆>

統計調査名	新旧標本交替時の断層			標本交替時の平均経過期間
	調整	調整有の場合の手法	継続標本による参照値の有無	
労働力調査	無		無	1ヶ月
家計調査 <二人以上の世帯>	無		無	1ヶ月
家計調査 <単身世帯>				
自動車輸送統計調査 (①営業用貨物自動車)				
自動車輸送統計調査 (②自家用貨物自動車)				
自動車輸送統計調査 (③営業用旅客自動車(バス))	無		無	1ヶ月
自動車輸送統計調査 (④営業用旅客自動車(タクシー))				
個人企業経済調査 (動向編)	無		無	3ヶ月
内航船舶輸送統計調査	無		無	6ヶ月 (H27.10)
商業動態統計調査 (乙:調査区調査)	無		無	2ヶ月 (H28.3)
商業動態統計調査 (乙:指定事業所調査)				1年 (H27.7)
法人企業統計調査 (四半期)	無		無*	1年 (H27.4~6)
建設工事統計調査 (建設工事受注動態統計調査)	無		無	1年 (H28.4)
毎月勤労統計調査 (第二種事業所<5~29人>)	無		無*	6ヶ月 (H28.1)
毎月勤労統計調査 (第一種事業所<30人以上>)	有	・過去2~3年に遡って賃金指数及び労働時間指数を補正し断層を解消 (5人以上の数値についても同様)	無*	2~3年 (H27.1)

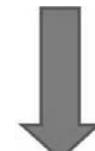
注:9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理

短い



標本交替時
の平均
経過期間

長い



断層調整を行うのは1統計

参照値無し

*は検討中

【含意】

- 新旧標本交替時の断層は「調整しない」のが標準的
- 標本交替の平均経過期間は「世帯系は毎回」「事業所・企業系は6ヶ月~1年程度」が標準的
→ 断層が過度に拡がる前に標本を交替させている、との解釈が可能か
- 継続標本による参照値を公表している統計はない
* 法人企業統計と毎月勤労統計は参照値の作成を検討している

2. ベンチマーク

<前回の資料5を編集、一部加筆>

【ベンチマーク】

通常の標本調査では、母集団名簿を利用して標本を抽出し、その標本を対象に調査を行ったうえで、母集団全体の状態(例:売上総額)を推定する。一方、時点は限られるものの母集団に対する全数調査が実施されており、標本調査の推定の対象となっている、母集団全体の「売上総額」等が別途判明する例もある。本資料では、そうした母集団全体の売上総額等の「真値」を『ベンチマーク』とする。

統計調査名	ベンチマーク	
	有無	①ベンチマーク有の場合の更新有無 ②更新有の場合の断層調整手法
労働力調査	有	①有 ②ベンチマークに用いる基準人口(国勢調査人口)の切替えに伴う結果の断層を、5年前の国勢調査時点まで遡って数値を補正。
家計調査 <二人以上の世帯>	無	
家計調査 <単身世帯>		
自動車輸送統計調査 (①営業用貨物自動車)	無	
自動車輸送統計調査 (②自家用貨物自動車)		
自動車輸送統計調査 (③営業用旅客自動車(バス))		
自動車輸送統計調査 (④営業用旅客自動車(タクシー))		
個人企業経済調査 (動向編)	無	
内航船舶輸送統計調査	無	
商業動態統計調査 (乙:調査区調査)	有	①有 ②ベンチマーク(商業統計調査等)の変更に伴う水準修正を、前回、母集団調査時点まで遡って実施。
商業動態統計調査 (乙:指定事業所調査)		
法人企業統計調査 (四半期)	無	
建設工事統計調査 (建設工事受注動態統計調査)	無	
毎月勤労統計調査 (第二種事業所<5~29人>)	一部 有 *	* 常用雇用指数は有、賃金指数及び労働時間指数は無 <以下、常用雇用指数に関しての整理> ①有 ②ベンチマーク(経済センサス基礎調査)の変更に伴う断層を、前回のベンチマーク設定時点まで遡って数値を補正。
毎月勤労統計調査 (第一種事業所<30人以上>)		

注:9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理



ベンチマークが存在するのは3統計
当該3統計はベンチマーク更新を実施
その際、断層(水準)調整を実施、滑らかに接続

【含意】

1. 全数調査結果などベンチマークが存在する場合、それを「利用する」のが標準的
2. ベンチマークの変更を行う場合は断層を「調整する」のが標準的

平成28年7月29日
新旧データ接続検討WG

現時点における計測方法の候補

1. 新標本と旧標本の双方において、同一時点・同一事項を調査している場合、新旧双方の標本で同一時点の平均等の統計量を計算し、その差異をサンプル替えの影響とする。

<例>

- 毎月勤労統計では、標本交替の際、新旧標本の双方で1月の状態を調査
- 法人企業統計では、期首と期末のストックを調査していることから、標本交替に際しても、旧標本で期末の状態、新標本で期首の状態を把握

2. 新標本と旧標本の差の算式を変形し、要因分解の形式にしてサンプル変更要因と解釈可能な特定の項をサンプリング変更の影響とみなす方法

<例>

x : 新標本 y : 旧標本、 θ 、 ϕ : 各種パラメータ等

$$\begin{aligned} \text{統計量の変動} &= f(x, \theta) - f(y, \phi) \\ &= f(x, \theta) - f(y, \theta) + f(y, \theta) - f(y, \phi) \\ &= [f(x, \theta) - f(y, \theta)] + [f(y, \theta) - f(y, \phi)] \end{aligned}$$

標本変動要因項 パラメータ変動要因項

3. 標本交替により、売上高等の推定結果には標本交替前と標本交替後でレベルシフトが発生すると想定し、時系列解析ソフト（X-12 等）で、標本交替時におけるレベルシフトダミー要素を検出する方法

4. ①標本交替時に生じる変動（前期比、前年同月比）と、②標本交替を行なわない時の変動（前期比、前年同月比）を比較すると、①の変動の方が大きいことが想定される。そのため、①の標本交替時の前期比・前年同期比と②の標本交替を行なわない時の前期比・前年同期比の大きさを長期間のデータよって比較し、標本交替時の平均的な影響の大きさ（①から②を引いた値等）で検出する方法

5. シミュレーションを行いラフに影響を計算する方法

ア) N個の2時点 $(t, t+1)$ の継続標本データを用意する。

$$\begin{array}{ll} x(1,t) & x(1,t+1) \\ x(2,t) & x(2,t+1) \\ x(3,t) & x(3,t+1) \\ x(4,t) & x(4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(n,t) & x(n,t+1) \end{array}$$

イ) 「ア)」のデータから n 個の継続標本データをランダムに複数回取り出し、その都度平均を計算する

$$\begin{array}{ll} x(i_1,t) & x(i_1,t+1) \\ x(i_2,t) & x(i_2,t+1) \\ x(i_3,t) & x(i_3,t+1) \\ x(i_4,t) & x(i_4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(i_n,t) & x(i_n,t+1) \end{array}$$

 $u(t) \quad u(t+1) \cdots \cdots$ 抽出の都度、平均を計算

ウ) 「ア)」のデータから t 期、t+1 期それぞれから n 個のデータをランダムに複数回取り出し、その都度平均を計算する。

$$\begin{array}{ll} x(j_1,t) & x(k_1,t+1) \\ x(j_2,t) & x(k_2,t+1) \\ x(j_3,t) & x(k_3,t+1) \\ x(j_4,t) & x(k_4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(j_n,t) & x(k_n,t+1) \end{array}$$

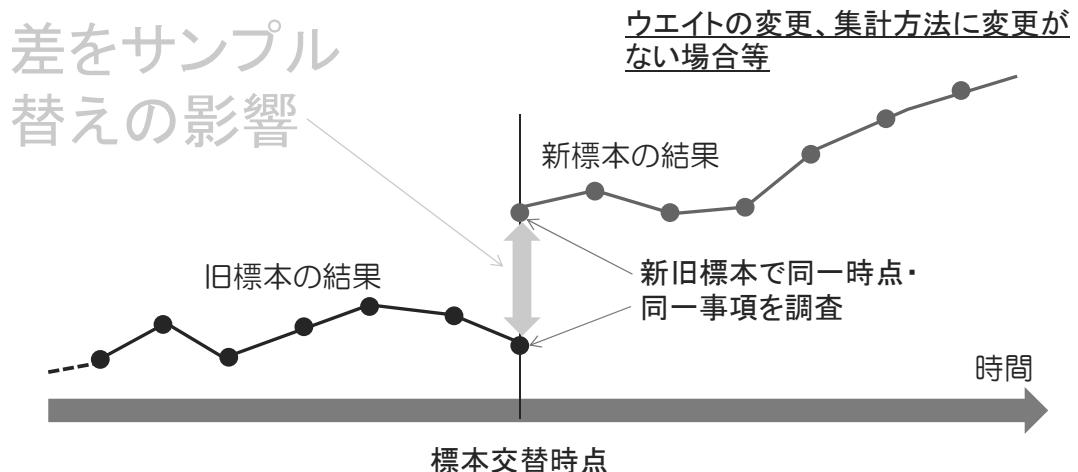
 $s(t) \quad s(t+1) \cdots \cdots$ 抽出の都度、平均を計算

エ) 「イ)」で複数回計算される $u(t+1) - u(t)$ と「ウ)」で複数回計算される $s(t+1) - s(t)$ の標準偏差の差を調べる。

現時点における計測方法の候補

～より分かりやすい説明～

- 新標本と旧標本の双方において、同一時点・同一事項を調査している場合、新旧双方の標本で同一時点の平均等の統計量を計算し、その差異をサンプル替えの影響とする。
<例>
 - 毎月勤労統計調査では、標本交替の際、新旧標本の双方で1月の状態を調査
 - 法人企業統計では、ストックについて、旧標本で期末の状態、新標本で期首の状態を調査



2. 新標本と旧標本の差の算式を変形し、要因分解の形式にしてサンプル変更要因と解釈可能な特定の項をサンプリング変更の影響とみなす方法

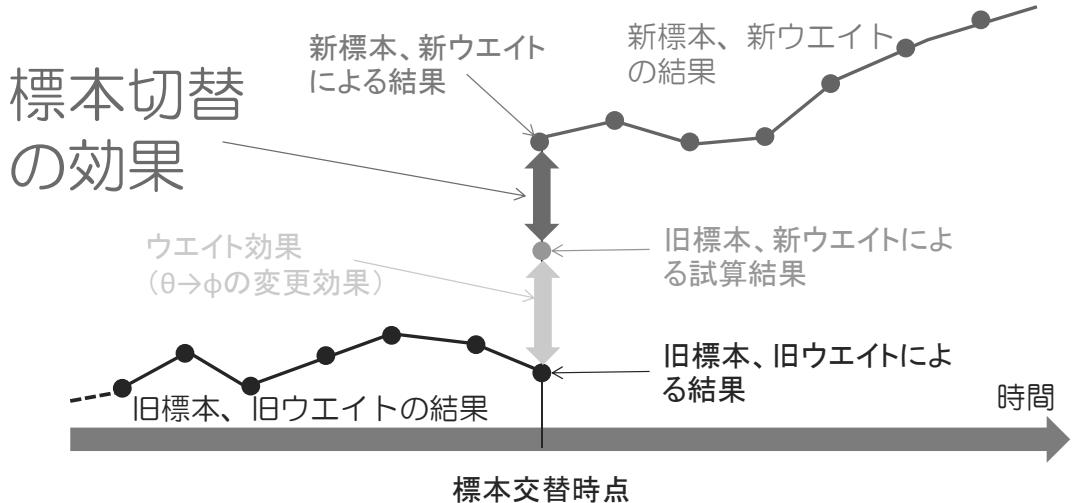
<例>

$$x : \text{新標本} \quad y : \text{旧標本}, \theta, \phi : \text{新旧ウエイト}$$

$$\begin{aligned} \text{統計量の変動} &= f(x, \theta) - f(y, \phi) = f(x, \theta) - f(y, \theta) + f(y, \theta) - f(y, \phi) \\ &= [f(x, \theta) - f(y, \theta)] + [f(y, \theta) - f(y, \phi)] \end{aligned}$$

標本変動要因項 ウエイト変動要因項

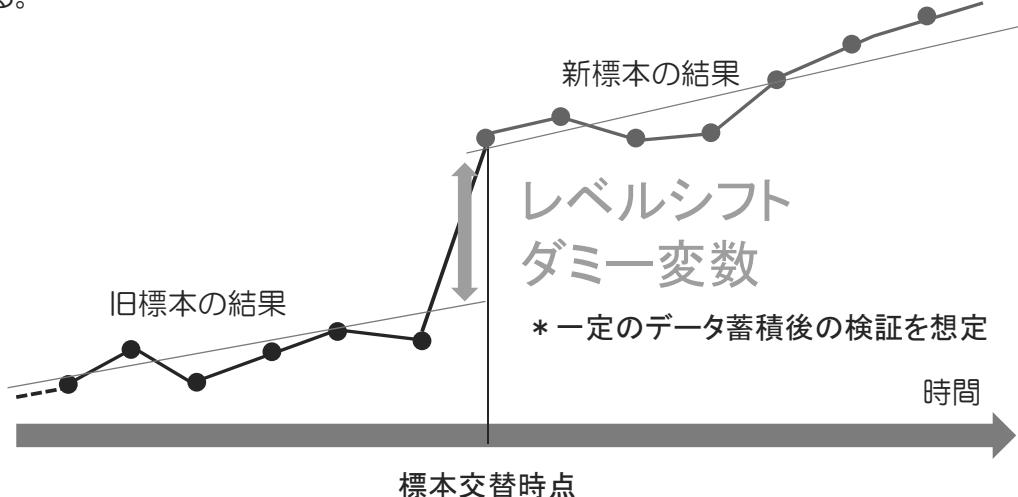
※ 前回資料4では「パラメータ等」としていましたが、ここでは一例として指標の基準改定などで見られる、ウエイト効果の分解などの手法の応用を想定しています。



2

3. 標本交換により、売上高等の推定結果には標本交換前と標本交換後でレベルシフトが発生すると想定し、時系列解析ソフト(X-12等)で、標本交換時におけるレベルシフトダミー要素を検出する方法

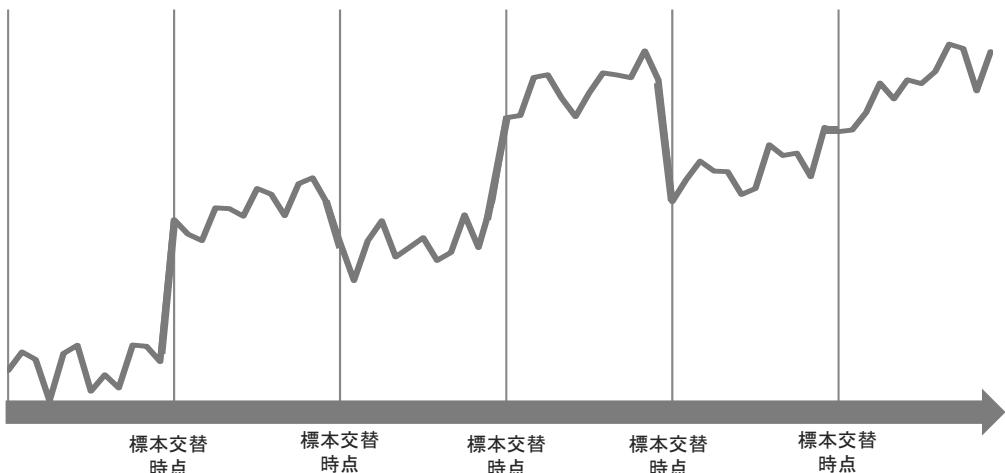
例えば、一定の統計モデルを仮定し、標本交換時点でレベルシフトの発生があったとする仮説をAIC基準等で判断。当該基準で仮説（レベルシフトダミー変数の存在）が妥当と判断される場合、当該ダミー変数の係数を標本交換の要因として検出する。



3

4. ①標本交替時に生じる変動（前期比、前年同月比）と、②標本交替を行なわない時の変動（同）の絶対値を比較すると、①の変動の方が大きいことが想定される。そのため、①の標本交替時の前期比・前年同期比と②の標本交替を行なわない時の前期比・前年同期比の大きさを長期間のデータによって比較し、標本交替時の平均的な影響の大きさ（①から②を引いた値等）で検出する方法

※ 標本交替時（赤「—」）の変動の大きさと、それ以外（青「—」）の変動の大きさを長期にわたって情報収集し、双方の変動の大きさを平均化することで標本交替時の変動の大きさの特徴を検出する。



4

5. シミュレーションを行いラフに影響を計算する方法

ア) N個の2時点 ($t, t+1$) の継続標本データを用意する。

$$\begin{array}{ll} x(1,t) & x(1,t+1) \\ x(2,t) & x(2,t+1) \\ x(3,t) & x(3,t+1) \\ x(4,t) & x(4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(n,t) & x(n,t+1) \end{array}$$

イ) 「ア)」のデータからn個の継続標本データをランダムに複数回取り出し、その都度平均を計算する

$$\begin{array}{ll} x(i_1,t) & x(i_1,t+1) \\ x(i_2,t) & x(i_2,t+1) \\ x(i_3,t) & x(i_3,t+1) \\ x(i_4,t) & x(i_4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(i_n,t) & x(i_n,t+1) \end{array}$$

$$u(t) \quad u(t+1) \cdots \text{抽出の都度、平均を計算}$$

ウ) 「ア)」のデータから t 期、 $t+1$ 期それぞれから n 個のデータをランダムに複数回取り出し、その都度平均を計算する。

$$\begin{array}{ll} x(j_1,t) & x(k_1,t+1) \\ x(j_2,t) & x(k_2,t+1) \\ x(j_3,t) & x(k_3,t+1) \\ x(j_4,t) & x(k_4,t+1) \\ \vdots & \vdots \\ x(j_n,t) & x(k_n,t+1) \end{array}$$

$$s(t) \quad s(t+1) \cdots \text{抽出の都度、平均を計算}$$

エ) 「イ)」で複数回計算される「 $u(t+1) - u(t)$ 」と「ウ)」で複数回計算される「 $s(t+1) - s(t)$ 」の標準偏差の差を調べる。

※ 繼続サンプルから擬似母集団を作成し、そこからリサンプリングを繰り返して行い統計量を複数回計算することで、抽出の方法の違い（継続標本を重視するサンプリング、継続標本を考えないサンプリングの違い）が結果の変動にどの程度影響するか実験的に計測する。



以下の研究などが参考となる。

統計数理 (2009) 第57巻第2号413-424 2009 統計数理研究所

法人企業統計調査における推計方法の比較 —疑似母集団に基づく実験—

土屋隆裕・吉岡完治・松田芳郎

<要旨>

法人企業統計調査において、計数値の総計とその成長率を推定するいくつかの方法を、疑似母集団を使ったシミュレーションにより比較した。従来の方法は、原則として標本全体を毎年交替し、各年の計数値の総計を求めた上で成長率を推定する方法である。これに対し標本の半分を順次交替していく標本ローテーションを行うと、成長率の推定量は、従来の方法に比べ標準誤差が $2/3$ 程度となることが示された。さらに、標本は全て交替するとしても、標本からまず成長率を推定した上で総計を推定する方が、総計の標準誤差については従来の $1/10$ から $1/3$ 、成長率の標準誤差については $1/10$ 程度になることが示された。

<http://www.ism.ac.jp/editsec/toukei/pdf/57-2-413.pdf>

統計委員会委員名簿
(基本計画部会、横断的課題検討部会委員名簿)

(50 音順・敬称略・◎委員長(部会長))

河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
川崎 茂	日本大学経済学部教授
北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
清原 慶子	三鷹市長
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
関根 敏隆	日本銀行調査統計局長
永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
中村 洋一	法政大学理工学部教授
◎ 西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注) 全ての統計委員会委員は、基本計画部会及び横断的課題検討部会の委員を兼ねている。